

2023年度予算編成にあたっての

要 望 書

2022 年 11 月

日本共産党神戸市会議員団

目次

各局要望 2

市長室	2
危機管理室	3
企画調整局	4
行財政局	5
文化スポーツ局	8
福祉局	9
健康局	14
子ども家庭局	17
環境局	19
経済観光局	21
建設局	23
都市局	25
建築住宅局	27
港湾局	29
消防局	31
水道局	33
交通局	34
教育委員会	36
選挙管理委員会	38

各区要望 39

東灘区	39
灘区	42
中央区	46
兵庫区	49
長田区	52
北区	54
須磨区	58
垂水区	62
西区	66

神戸市長 久元 喜造 様

2022 年 11 月
日本共産党神戸市会議員団
団長 森本 真

2023 年度予算編成についての 要 望 書

この間、原材料値上げや円安に起因する物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の長期化により、医療の逼迫、営業や雇用の悪化など市民の生活は困難に直面しています。

神戸市は、三宮再開発や神戸空港国際化など大型開発を進めようとしていますが、今必要なことは新型コロナ感染症の経験から学び、命や安全を守り、地域の雇用・経済を支えてきた中小事業者や市民の生活を支援していくことです。

日本共産党神戸市会議員団は、神戸市が住民福祉の増進を図るという自治体の基本的な役割を果たす市政運営をすすめるために、2023 年度予算編成にあたり、次のような基本姿勢でのぞんでいただくように要望いたします。

第 1 に、病床削減や病院統廃合に反対して医療や介護・保健所体制を強化するとともに、実態に見合った中小事業者への直接支援を行い、長引くコロナ禍と、物価高騰から市民の命とくらしを守る責任を果たすこと。

第 2 に、住民福祉の増進という自治体本来の役割を果たし、社会保障の拡充や子育て・教育の負担軽減の願いにこたえること。

第 3 に、「行財政改革方針 2025」を撤回し、公的責任を後退させる、公共施設の統廃合や、公務労働の低賃金と非正規・民間委託への置き替えをやめること。

第 4 に、安倍・菅・岸田政権の方針に沿った投機的で大企業優先・インバウンド偏重の大型開発強行をやめ、市民の願いを優先した公共事業に転換すること。

第 5 に、気候危機打開やジェンダー平等の実現に積極的に取り組み、統一協会による政治のゆがみの持ち込みにも毅然と対決すること。

このような観点から具体的な項目について、以下要望します。ぜひ、予算案に反映していただきますよう、お願いします。

— 各 局 要 望 —

市 長 室

1. 統一協会および関連団体との関係は断絶すること（全局・室共通要望）。

定住外国人・国際交流について

2. スピーチコンテスト等の助成金について、統一協会関係団体を排除すること。
3. ウクライナ避難民に対して、長期化が予想される中、就業や子どもの学校等の支援を強めること。また、手続き等に困らないように援助を強めること。
4. 定住外国人や海外旅行者が困らないよう、パンフレット、ホームページ、案内掲示板などを多言語表示やルビをふるなど充実させ、各種制度を平易で丁寧に説明すること。
5. 定住外国人への日常生活支援策を強化すること。日本語教室で生活習慣を学べるなど充実のために運営費を増額し、支援事業をおこなっている団体に支援を強めること。
6. 医療通訳派遣制度を拡充し、市内6病院からさらに民間病院に広げること。
7. 民間の国際交流を広めるため、派遣・招へいのための助成制度をつくること。
8. 定住外国人の地方参政権実現のため、国に積極的に求めること。

広報・広聴について

9. 出前トークの会場代は、市の負担とすること。
10. 市民意見募集で「反対」や「批判」が多いときは、「条例」の趣旨にのっとり現局に対し政策変更を促すこと。マスタープランなど将来構想を決める場合は、パブリックコメントにとどめず、幅広く市民・区民が参加して議論する条件を確保すること。
11. 「市長への手紙」制度は、「私たちからの神戸への提案」に改編されたが、市民からの意見はすべて市長に届け、市長名で責任をもって迅速に回答すること。
12. 住民投票条例を制定すること。

危機管理室

1. 自然災害だけでなく市民生活を脅かす様々な「危機」に公的な責任をもって対応するため、各部署に適切な職員の増員とスキルアップを進めること。
2. 津波対策として、避難ビルを増やすことや企業参加の避難訓練など、総合的な対策をとること。南海トラフ巨大地震の津波の威力等の広報を強めること。
3. 集中豪雨や台風災害対策を地域の特性に応じて再検討し、必要な安全対策と施設整備をすること。防災意識の向上に資する啓発をおこなうこと。
4. 原発事故の発生に備え、水への汚染も想定した防災計画・避難計画をたてること。
5. コンビナート地域の防災・安全対策について、危機管理室の責任において対策を強化するため事業者、労働者、住民を交えた協議会をつくること。
6. 暴力団事務所対策は、訴訟費用等の支援は、訴える方の経済状況に関わらず行うこと。暴力団抗争から市民を守るため、他局・団体と連携を強化すること。
7. 「国民保護計画」で、戦争協力につながるような具体化、訓練は行わないこと。防災訓練への米軍参加はさせないこと。
8. 新型コロナウイルス感染症への市の対応を検証し、不足した消防職員の増員や病床の確保を強く求めるなど、今後の対策にいかすこと。
9. 兵庫県が進める交番の再編に反対すること。

災害時の避難所について

10. 避難所での感染症対策を徹底し、避難者の間隔確保や、マスクや消毒液の準備など各避難所でのマニュアルを作り、対応にあたること。
11. 避難所の備蓄品目、空調整備、畳床の提供、パーテーションの設置、着替え、入浴設備、トイレの設置など健康や衛生環境に配慮した対応を講じ、スフィア基準を満たすこと。自主避難者と避難指示（緊急）避難者は、備蓄の提供はおなじようにすること。
12. 災害警戒区域内にある避難所の安全対策を強めること。
13. 災害時避難にあたっては車での避難を認めること。駐車場の利用や費用負担など避難者を支援する対策を講じること。また小学校は駐車場を開放すること。
14. 避難所や福祉避難所において、障がい者、特殊病態や高齢者・新生児・乳児・小児・妊婦などの対応を想定し、備蓄や必要備品を充実、バリアフリー化を進めること。

企 画 調 整 局

1. 都心三宮とウォーターフロント再開発や主要駅前再整備、大阪湾岸道路など既に着手している事業を凍結し、中止を含めた再検討をすること。
2. 神戸空港の国際化や万博効果をあてこんだ新たな投資・事業は中止すること。
3. 雇用の増加と安定、子育て世帯支援の強化等、人口増対策を積極的に進めること。
4. インナー地域の活性化のため、若年・子育て世帯の呼び込みにつながる賃貸住宅補助などのインセンティブ策や、地下鉄海岸線の乗客増対策をとること。
5. 国が推進する成長産業に特化した支援を見直し、新型コロナウイルスの影響を受けているすべての中小企業支援に転換すること。
6. 医療産業都市及びスパコンへの過大投資や優遇を中止し、理化学研究所などの土地取得費もふくめ必要な費用負担は国に求めること。研究者等の雇い止めをやめさせること。
7. ジェンダー平等・男女共同参画を推進する部局、地域活動支援を推進する部局を再構築すること。
8. PPP、PFI の推進をやめること。
9. 「国・地方の役割分担論」による乱暴な自治体の再編は、大震災など日本全体で取り組む課題にこたえることはできない。「特別自治市」や道州制には反対すること。
10. スマートシティの推進など国のDX戦略に則ったデジタル化推進計画を中止すること。
11. マイナンバーカードの取得、利用の強制をしないこと。個人情報流出被害がでており、これ以上の活用や投資の拡大をしないこと。
12. 外郭団体のあり方を市民参加で全面的に見直すこと。外郭団体への幹部職員の天下りは禁止すること。
13. 教育委員会の独立性を担保するために、教育行政支援課は廃止すること。
14. 関西電力にたいし原発の再稼働中止と撤退、神戸製鋼にたいし石炭火力発電所の4号機の稼働中止と1・2・3号機の廃止を求めること。
15. 王子公園・動物園再整備への大学誘致をやめ、市民・利用者の意見を反映させて、動物園・スポーツ施設の拡充・整備を行うこと。

行 財 政 局

行政方針について

1. 「行財政改革 2025」など、市民サービスの削減や、公的責任の後退につながる民間活力導入、職員削減を前提とした行財政改革は中止すること。
2. 市民サービスの向上、災害・感染症対策などの観点から、職員削減ではなく、必要な部署には積極的に人員増を行うこと。
3. 定年延長による職員採用を減少させずに、特に人手不足で困っている教員、保育士、保健師などの採用を強化すること。

税財政について

4. 住民税均等割の超過課税は中止すること。
5. 公営企業会計への必要な繰り出しを行い、上下水道料など公共料金を値下げすること。
6. 消費税の引き下げを国に求めること。
7. 市税等の徴収は、「納税の猶予」の申請用紙を窓口におき、十分な制度説明を行うこと。「換価の猶予」は納税者の意思を尊重し、適用や分割納入など柔軟な対応を行うこと。
8. 「最小の経費で最大の効果を上げるため比較的高額な案件を優先し、早期の差し押さえを中心とした整理を行う。滞納相談には応じるが、こちらから交渉を求める必要はない」とする、市税滞納整理方針は今すぐ改めること。分納相談等は、テレビ電話ではなく、区役所窓口体制を復活し、丁寧に行うこと。
9. 地方交付税について、交付額引き上げや大都市特有の財政状況を反映できる仕組みづくりを国に求めること。

公共施設等について

10. 地域のネットワークを破壊する公共施設の統廃合は行わないこと。
11. 本庁舎や文化ホール、勤労会館、青少年会館など三宮再開発に伴う施設再編計画は撤回すること。2号館跡地への民間施設の誘致はやめ役所機能の維持・向上させること。
12. 市の遊休地・未利用地については、市民の声を聞き、福祉・教育分野等最大限有効活用すること。売却を原則としたやり方は改めること。

区役所・住民サービス・人権の擁護について

13. 区役所・出張所・支所での正規職員を増やし、区役所の取り扱い業務や時間の拡大など充実すること。開発団地などに、出張所や臨時窓口を開設すること。
14. 総合窓口設置をこれ以上拡充せず、導入効果を検証すること。兵庫区、北神区役所の市民課・国民年金課の民間委託をやめ、区役所窓口業務のアウトソーシング、郵送・電子申請業務の外部委託は、行わないこと。
15. 盛岡市や野洲市が実施しているような多重債務者からの相談を生活再建につなげる体制をつくること。
16. 性的マイノリティー・LGBTQの人権啓発活動を強めること。

契約・入札制度について

17. 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るための誓約書の提出を義務付けにとどまらず、公契約条例を制定すること。
18. 官公需の発注にあたっては、地元中小企業に優先発注や分離分割発注をさらに進めること。またダンピング入札を防止する対策をとること。
19. 各局の小修繕（緊急以外）の「小規模事業所登録制度」をつくること。適正価格での発注や新規事業者が参入できる対策を進め、区役所に受付窓口を設置すること。
20. 談合など企業犯罪に対しては、指名停止処分期間の延長や契約の取り消しなど、厳正な対処を行うこと。落札率が異常に高い場合、談合の有無を詳しく調査すること。
21. 神戸市の公共事業を受注している企業への、市の幹部職員の天下りを禁止すること。

若年層の雇用対策について

22. 青年の雇用状況が改善しない。市内企業の正規雇用の調査をして正規雇用の目標を設定すること。ブラック企業・ブラックバイト根絶に向けて対策を行うこと。
23. 高校生の就職難解消について、教育委員会だけがかかわるのではなく、全市的に取り組み、就職率の向上につとめること。

憲法順守・平和行政について

24. 憲法擁護の企画に対しては「後援を拒否」することなく積極的な支援を行うこと。市として、憲法記念日に憲法擁護の記念行事を行うこと。

25. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づいて実施されている非核証明書の提出を義務づける措置をいかなる状況でも厳守することを明確にすること。
26. 神戸市の「非核平和都市に関する決議」「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」をホームページの掲載だけでなく、公共施設にも掲示すること。
27. 平和首長会議参加都市として、政府に核兵器禁止条約締結を求めること。平和行政を担当する窓口を設置すること。
28. 自衛隊への電子媒体での個人情報の提供は行わないこと。

職員の待遇改善について

29. 非正規職員の給与引き上げ等労働条件を改善するとともに正規化を行うこと。長時間過密労働を解消するためにも、任期付き職員を含め有期雇用はやめ正規職員にすること。
30. 公務職場におけるいじめやハラスメントなどについて、事実関係を調査の上、被害者の人権を守りながら二次被害につながらないよう対策を徹底すること。ハラスメント防止へ、恒常的な取り組みとなるよう職員間で問題意識を共有し、組織的な取り組みとして強化すること。
31. 一般職員の給与体系に、能力給制度は取り入れないこと。また、管理職による人事評価制度は廃止すること。

文 化 ス ポ ー ツ 局

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 各種スポーツ競技の開催については、感染対策を徹底すること。
2. コロナ禍で苦境に陥っている文化芸術団体・個人への支援や補償を拡充・強化すること。

図書館・博物館について

3. 図書館及び博物館は、教育委員会の所管に戻し、指定管理者をやめ直営で運営すること。
4. 図書購入費を増額し、各図書館の蔵書を充実させること。
5. 図書館協議会に、市民の公募委員を入れること。

文化芸術・スポーツの振興について

6. 神戸文化ホールは移転しないこと。
7. 文化関係者の声を聞き、演劇専用ホールと音楽専用ホールをつくること。
8. 芸術文化助成制度を拡充すること。
9. 市民体育館へのエアコン設置を進めること。
10. 各区に温水プールをつくること。
11. 王子公園・動物園の再整備に伴う王子プール、相撲場、サブグラウンド、登山研修所の廃止、移転は見直し、現地での充実を行うこと。

福 祉 局

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）や住宅確保給付金の受付と支給は、新型コロナウイルスによる被害が終息するまで行うこと。
2. 高齢者施設内で陽性者が出た場合は、病院に入院させること。
3. 陽性者が発生した施設には、きめ細やかな援助を行うこと。

市民福祉の向上について

4. 各種福祉医療制度の所得制限をなくし、窓口負担もなくすこと。
5. 国の生活保護費の削減によって生じる各種の助成制度のサービス低下については、現行水準を守ること。
6. 介護及び障がい者施設をはじめ、社会福祉施設の監査・指導体制を強化すること。
7. 福祉の人材を確保するため、福祉現場の労働条件改善が進むよう、民間社会福祉事業助成の拡充など、必要な支援策を強化するとともに、国にも対策の強化を求めること。
8. 原則として「3.5 キロ、100 時間以内」での被ばく者を原爆症と認め、医療特別手当を支給し、各種手当を引き上げることを、国・県にはたらきかけること。
9. 高齢化する成人の引きこもりについて、相談や支援体制を強めること。
10. 生理の貧困が社会的な問題となっている。公共施設に生理用品を設置するよう各局と連携すること。
11. 動物愛護条例を制定し、動物愛護計画をつくり、実施すること。地域猫のとりくみなど、しあわせの村愛護センターを拠点とした相談体制の確立などに努めること。
12. ヤングケアラーについては相談窓口を中心に教育委員会（スクールソーシャルワーカー）やこども家庭局など部局横断的に対応できる体制をつくること。啓発を強めること。

高齢者福祉について

13. 加齢性難聴による補聴器購入の補助を行うこと。国・県にも公的支援を求めること。
14. 敬老優待乗車制度は無料制度にもどすこと。また、神戸電鉄をはじめ民間鉄道についても利用できるようにすること。

15. 地域包括支援センターの体制を強化するために、人的配置を増やすなど必要な財政的支援を拡充すること。
16. 介護サービスから除外される高齢者に市独自の施策を充実すること。寝具洗濯乾燥・訪問理美容サービス、介護・日常生活用具給付など、支援を拡充すること。
17. はり・きゅう・マッサージ施術料助成を、1 施術 1,000 円の割引券 4 枚送付に戻すこと。
18. 「神戸市敬老祝い金」を復活すること。

介護保険制度について

19. 特別養護老人ホームなどの待機者を解消するため、施設の整備計画をつくること。
20. 保険料が高すぎる。払える保険料に引き下げる。保険料の年金天引きをやめるよう国に要望すること。
21. 利用料の減免制度を創設し、負担が重いため介護サービスが受けられない事態にならないよう対策を講じること。費用については、国に求めるとともに、神戸市独自での実施も検討すること。
22. 介護度が実態よりも低く認定される事例が続いている。実態に即した認定となるよう改善すること。
23. 介護職の人たちが安心して働き続けるために、介護報酬を引き上げるよう、国に強く求めること。また神戸市独自に、法人に対して援助制度を拡充すること。
24. 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の 10 割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限しないよう国に要望すること。
25. 要介護者に対し、「障害者控除・特別障害者控除」認定を適用すること。また「障害者控除証明書」を申請制度ではなく交付制度とすること。
26. 社会福祉減免について、社会福祉法人の過度の負担とならないよう市独自の援助策をつくること。
27. 認知症対応強化型地域包括センターを各区につくること。
28. 認知症や MCI（軽度認知症）と診断された方への対応等を拡充させること。また診断の有無に関わらず事故を起こした本人が認知症である場合は補償の対象とすること。
29. 「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に伴う、市独自の個人市民税超過課税はやめること。

後期高齢者医療保険制度について

30. 年齢で差別する後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう国に求めるとともに、保険料の特例軽減を市独自でも軽減策を講じること。
31. 保険料の滞納者に対し、資格証の発行や保険証の取り上げ、窓口の負担増、厳しい内容の督促状の発行などは行わないこと。

国民健康保険事業について

32. 一般会計からの法定外繰り入れを行い、高すぎる保険料を引き下げること。保険料所得割の人的控除などの市独自の保険料算定制度を継続すること。さらに、医療費や社会保険料控除を追加すること。生活実態に見合った保険料となるよう、減免制度を拡充すること。
33. 誰もが安心して医療が受けられるよう、資格証や短期証の交付は中止し、全員に正規の保険証を交付すること。子どものいる世帯には無条件で正規証を交付し、世帯の生活実態の把握は訪問など福祉的対応で行うこと。
34. 窓口での一部負担金の減免制度を周知徹底するとともに、改善、拡充すること。全員に配布される「国保のしおり」の冊子を大きくして読みやすくすること。
35. 新型コロナ対応に限定せず、常設の傷病手当を創設すること。
36. 滞納者への分納相談にあたっては、被保険者の生活実態に見合った少額返済の対応をすること。滞納者については、これまでどおり区役所の窓口で納付相談をおこなうこと。延滞金徴収は行わないこと。払えない人への差し押さえはしないこと。
37. 「最小の経費で最大の効果を上げるため比較的高額な案件を優先し、早期の差し押さえを中心とした整理を行う。滞納相談には応じるが、こちらから交渉を求める必要はない」とする、市税滞納整理方針は今すぐ改めること。

生活保護行政について

38. 生活保護の決定は「法定期限」を守り、遅れる場合は申請者に書面できちんと連絡すること。資産調査は必要最小限の聞き取りのみとし、全員を対象にしないこと。また、生活保護適正化対策班はただちに廃止すること。
39. 相談者の申請権を侵すことのないよう、申請書を窓口カウンターなど市民や相談者の目につくところに常に置いておくこと。
40. 受給者の人権擁護のため職員の研修を強め、就労指導は人権と実情を尊重して、強要にならないよう配慮すること。また、役所に出向いた場合は交通費を支給すること。

41. クーラー設置を希望する世帯に費用を補助すること。灯油など暖房費への補助をすること。国に対して扶助費として増額を求めるとともに、市単独で上乗せすること。
42. 生活保護制度の改悪中止と、住宅扶助費をふくめた扶助費の引き上げ、高齢加算などの復活を国に求めること。
43. 神戸市単独事業として実施していた生活保護世帯への福祉乗車証（福祉パス）の支給、上下水道基本料金の減免、夏期・冬期見舞金を復活させること。
44. 事務専任者や就労支援員を配置してもケースワーカーの訪問数は減少させないこと。生活保護の相談、申請が増大していることから、ケースワーカー・相談員を増やすこと。また、ケースワーカーの担当数を上限 80 ケースに戻し、日常的に丁寧に被保護者の生活援助と自立促進にあたること。
45. 政令指定都市市長会などで要望している生活保護受給者への医療費負担導入の要望は撤回すること。
46. 老朽化している更生援護相談所、更生センターを改修、改装して、直営を維持すること。また、プライバシーの確保や食事など、入所者の待遇を改善すること。

住宅確保支援・ホームレス対策について

47. 住宅入居に必要な敷金や不動産業者への経費の貸付など、ホームレス生活から居宅生活に早期に移行できるよう支援制度をつくること。
48. 女性のホームレス対策として、緊急に受け入れられる神戸市の施設をつくること。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について

49. 市内のすべての鉄道駅舎にエレベーター・エスカレーターを設置するために整備計画をつくり、推進すること。オストメイトトイレを増設するよう求めること。
50. すべての鉄道の駅に、身体障がい者用乗降スペースを計画的に設置すること。
51. 鉄道駅ホームの安全柵設置を計画的に進めること。
52. バリアフリー基本構想を改定し、重点整備地区を広げること。

障がい者(児)施策について

53. 福祉パスの交付対象の縮小、所得制限、有料化などはせず、対象交通機関の拡大を進めること。また、紛失時などの再発行はすみやかに行うこと。なお、IC カード化による視覚障がい者等への配慮を検討すること。

54. 障害者総合支援法は1日も早く廃止し、障がい者の求める障害者総合福祉法を制定するよう国に求めること。
55. 自立支援医療は窓口負担をなくすこと。
56. 障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行うこと。
57. 重度障害者福祉年金の復活とともに、重度心身障害者介護手当の支給要件を改悪前にもどすこと。
58. 介護保険の対象になる障がい者には、障害福祉サービス利用時の利用量を下回らないサービスを確保すること。介護保険対象になる低所得障がい者の利用料は無料とすること。
59. 全行政区に障がい児のショートステイ施設を設置すること。
60. 障がいを持つ人々の働く場の確保につとめること。一般就労後は、定期的に訪問などの支援を行うこと。障がい者が自立して暮らせる賃金体系をもつ福祉就労事業を拡大すること。
61. 社会参加への必要な支援・補助制度を拡充すること。入所、通所施設を増やすこと。特に、グループホーム、ケアホーム等、障がい者が生涯暮らせる入所施設を大幅に増設すること。
62. 障がい者スポーツに対する支援策を強化し、啓発を強めること。
63. ガイドヘルパーの利用条件を緩和すること。また、利用時間数の上限をなくすこと。
64. 駐車場料金の減免を市外の障がい者にも適用すること。
65. 障がい者の移動支援のため、ガソリン代補助は、タクシー補助や福祉パスとの選択制ではなく、上乗せ制度とすること。公共交通料金の補助の引き上げを、国及び関係機関に働きかけること。
66. 発達障害者支援センターの体制を拡充すること。障害者地域対策センターの助成金を増設すること。

新型コロナウイルス感染症緊急対策について

1. 無症状者を含めて「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護し、感染拡大を防止するため、防疫目的の大規模で網羅的な PCR 検査等を実施すること。
2. 医療機関、介護施設、福祉施設、幼稚園・保育園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者、児童・生徒への定期的な PCR 検査等を行うこと。
3. 基礎疾患がない 6 歳～ 59 歳の患者に対する受診抑制をやめ、救急など「コロナ以外」の医療の逼迫が起こらないよう、発熱外来を増やすなど、医療体制を強化すること。
4. コロナウイルス感染症対応の病床を増やすこと。
5. 承認された抗原検査キットを広く医療現場で活用できるように手立てをとること。
6. 保健所および保健センターは、非常事態でも通常業務が継続できるよう人員を増強すること。
7. 各業種（外食・飲食等）の感染防止ガイドラインを徹底するとともに、改装、物品購入などの助成制度をつくること。
8. 新型コロナウイルス感染症対策にあたる医療関係者専用の宿泊施設を確保すること。
9. 医療従事者は非常に過酷な環境で対応している。継続的な医療環境を維持するために必要な人員や資材を確保すること。思い切った医師・看護師確保策をとること。
10. 新型コロナウイルス感染症の対応で財政負担がかかる病院への財政的補償を十分行うこと。
11. 介護事業所・障害者サービス事業所のコロナによる休業や利用者減による損失を補填すること。
12. コロナ後遺症が長期に長引くケースが増えている。市民病院などに後遺症に対応する外来を設置すること。
13. 感染に伴い在宅酸素が必要となるなど後遺症が残った方に補助を行うこと。
14. ワクチン接種の副反応についても、原因の徹底究明、症状との因果関係の認定に至らなかった事例も含め、市独自の支援を行うこと。

保健・衛生施策について

15. 保健センターではなく、各区に保健所を設置し、公衆衛生医師の配置と感染症専任保健師を復活し検査体制を整備するとともに、大幅に保健師を増員すること。
16. 衛生監視事務所を元の 5 か所にもどすこと。

17. 感染症対策の病床を増やすこと。
18. 地域の医療機関だけでなく、医療センター中央市民病院と西神戸医療センターに、健診部（健診センター）を設置し、希望者に対して特定健診やガン検診を行うこと。
19. 犬・猫の殺処分をやめ広報や里親制度を強めること。避妊手術に全額助成し、NP0 への助成も強めること。飼い主へのマナーの向上がはかれるよう啓発すること。
20. 狂犬病予防接種の徹底と対策を拡充すること。

医療費負担の軽減について

21. 医療費の窓口負担軽減を国・県に働きかけるとともに、市独自でも医療費助成制度を拡充すること。
22. 75 歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を無料にすること。
23. 老人医療費助成は、申請制度から交付制度に改めること。さらに、高額医療費の申請による償還払いをやめること。対象者をふやし窓口負担を軽減すること。
24. 無料低額診療は、実施する医療機関を増やす努力を行うとともに、広報に努めること。神戸市独自の制度として薬局（薬剤）に無料低額診療と同様の施策を実施すること。
25. 幼児歯科健康診査を親子歯科健康診査制度とし、フッ化物塗布も全員無料にすること。

医療体制の充実について

26. 国がおしつける病院統廃合計画に反対すること。
27. 産科病床設置促進及び医師確保のために、国と県に要望するとともに独自の助成制度を創設すること。
28. 各区の小児科急病診療所を体制強化し、小児救急に即時に対応できる体制をつくること。
29. 済生会兵庫県病院と三田市民病院との統廃合をやめるよう積極的に働きかけること。済生会兵庫県病院が今の場所で存続できるよう、必要な支援をすること。新三田市民病院（仮称）の建設候補地や土地費用負担に関わる協議内容や経緯を、市民に明らかにすること。

市民病院群について

30. 市民病院群の差額ベッド代は徴収しないこと。
31. 中央市民病院を、保険外診療に道を開く医療産業都市の中核施設的作用に矮小化せず、標準医療を確実に実施する理念を堅持すること。
32. 市民病院については、独立行政法人ではなく直営に戻すこと。

- 33. 非紹介患者初診料や分娩介助料を値下げすること。国の診療報酬改定に伴う市民病院等への非紹介者の負担増については、市として当面補てんすること。
- 34. 西市民病院の医師体制を強化し、24 時間 365 日の救急体制を維持すること。
- 35. 西市民病院の災害防災拠点としての役割を強化充実すること。
- 36. 西神戸医療センターの小児救急を 24 時間体制に戻すこと。
- 37. 神戸アイセンター病院は、治療の確立していない IPS、先端医療は行わないこと。
- 38. 各市民病院駐車場の料金を下げること。
- 39. 職員のサービス残業を是正し、職員の増員をすること。

健診事業・予防接種について

- 40. おたふくかぜ、ロタウイルスなどのワクチン接種助成を行うこと。
- 41. 高齢者の特定健康診査にがんのセット健診を安価で加え、前立腺がん検診にも助成を行うこと。
- 42. 近隣市と比べ、割高なインフルエンザ予防接種費用の軽減や無料化のため、補助は拡充すること。
- 43. 肝炎ウイルス健診の個別勧奨を実施すること。

難病患者対策について

- 44. 難病対象となる特定疾患をさらに拡大するとともに、医療費の自己負担の廃止を国に強く求めること。
- 45. 神戸市の難病患者の実態を正確に把握し、実態に即した支援を行うこと。また、震災時などの大規模災害に対して、支援できるシステムを構築すること。
- 46. 小児慢性特定疾患の治療経験者に対する国に治療費助成を求めていくとともに、18 歳を超えても市独自で継続すること。

こども家庭局

子育て支援の充実について

1. こども医療費助成を市長公約どおり、所得制限なしで高校まで速やかに拡充し、完全無償化すること。
2. 母子等福祉パスを父子世帯まで広げて復活し、世帯を構成する人数分を交付すること。
3. 新設されるこども家庭センターの体制を充実すること。また、現在のこども家庭センターの跡地を利用するなど、2か所以上に拡充すること。
4. こども家庭センターの看護師がいない時間をなくすよう配置すること、児童心理士の欠員を補充すること。
5. 子どもの貧困が深刻化している。市民と密接に関わっている各区役所に相談窓口を設置すること。また各部署が連携して、情報の共有化、実態把握に努めること。
6. DV 被害者からの相談受付は 24 時間で対応すること。被害根絶のため「DV 加害者」の更生対策を進めること。デート DV 対策も講じること。
7. 保育所や児童館など児童福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策を強化し、支援を強めること。

乳幼児保育について

8. 待機児童を解消すること。市・国・県の未利用地を活用し、公立保育所・社会福祉法人の保育施設を増やすこと。大規模保育所やつめ込み保育を改善すること。公立保育所の民営化や廃止は中止すること。
9. 制度破綻が明瞭な小規模保育事業は、これ以上拡大せず解消をめざすこと。
10. 企業主導型保育の参入をこれ以上進めないこと。
11. 保育士の処遇（民間・公立）について実態調査を行い、増員と処遇改善を行うこと。
12. 監査に必要な専門的な知識と経験をもった正規職員を増員し、全施設に対し定期的な監査を行うこと。不適切な経営をしている法人に対し厳重に対処すること。処分を行う場合は、子ども・保護者・職員に不利益が出ないように万全の対策を講じること。
13. 公立保育所、保育園に看護師を配置して、感染症、アレルギー、病児、病後児保育に対応すること。

学童保育について

14. 学童保育基準にもとづいて、開設時間、人員規模、面積、運営管理、保育内容の研修などを明確にすること。基準を条例に明記すること。
15. 児童館での学童保育への委託費を増やし、指導員・支援員の賃上げなど待遇を改善すること。
16. 少なくとも小学校区ごとに学童保育を実施すること。「学童保育コーナー」に偏重せず、新設を進めること。区のセンターとなる児童館は全区に配置すること。
17. 大規模学童保育の速やかな解消に努め、それまでの間、指導員・支援員を直ちに増員すること。
18. 学童保育の現場に学校教育のゆがみが持ち込まれることのないよう、職員研修をつよめ、子どもの安全確保のための体制強化を進めること。
19. 長期休暇中の給食を実施すること。

母子保健事業について

20. 妊娠期から子どもの健康を一貫して把握し、支援できる体制をつくること。
21. 新生児の「1ヶ月検診」を公費負担として受診率をあげ、障がいなどの早期発見を進めること。
22. 一般不妊治療への助成制度を充実させること。
23. 妊婦検診及び出産一時金の助成をふやし、出産時の負担を軽減すること。

気候変動危機打開・地球環境保全について

1. 神戸製鋼所に石炭火力発電所の1・2・3・号機の廃止、4号機の稼働停止を求めていること。CO2を多く排出する石炭燃料を使った発電はやめるように国に働きかけること。
2. 神戸製鋼所が温暖化ガスの排出対策と称するCCSなどの対策は未確立の技術であり、それを前提としない高炉が停止した時点での排出量にもとづき環境保全協定を結ぶこと。
3. 神戸製鋼石炭火力発電所と神戸市が行っている二者の環境保全協定の透明化をはかるために、市民の参加を認め三者協定とすること。
4. 脱原発方針への転換を国に求めるとともに、関西電力に対して株主として働きかけること。国の老朽原発の運転延長方針に対し他都市とも連携し撤回を働きかけること。
5. 大気汚染を防止するため工場からの排出、車による排気ガス、ごみの焼却など、これまでに以上の厳しい基準を設け、環境保全協定に温室効果ガスの削減目標を盛り込み、CO2の削減に取り組むこと。
6. 光化学オキシダント及びPM2.5の発生メカニズムの解明に注視すること。また、環境アセスメントの対象項目にPM2.5を加えることを国に求めること。
7. 市と事業者が結んでいる「環境保全協定」のインターネットでの公表にあたっては、企業の推進状況がわかりやすい公開方法にすること。協定対象は、規模基準を見直し、広げること。
8. その他ガスにおけるフロン類の削減を強化すること。
9. 阪神高速道路の騒音、粉塵などの被害実態を系統的に調査し、対策を立てること。
10. 水質・土壌の汚染の調査を行うこと。特に工場から排出される排煙、排水への厳しい監視体制をとること。

自然・再生可能エネルギーの普及について

11. 自然・再生可能エネルギーの普及が急がれる。市内で活用可能なポテンシャル実態調査を行い、地域に見合った再生可能エネルギーの利用をはかること。
12. メガソーラーの建設は、生物多様性や自然環境、景観、防災上の問題が大きい。建設ができないよう現条例を改正し、規制を強化すること。

13. 神戸市の水素エネルギー構想は、他国に CO2 を埋設し、液化水素の移動にも新たなエネルギーが必要となる。同構想を中止し、研究・実証実験は中止すること。

持続可能な地域循環型社会の構築について

14. 拡大生産者責任を明確にし、他都市とも協力し、抜本的な対策をとるように国に働きかけを強めること。包装材や食品トレーなどはプラスチック素材から環境に負荷を与えない素材に転換するよう企業に働きかけること。
15. 大型化する焼却炉（クリーンセンター）は、神戸市が進めている 3R 推進に矛盾する。「神戸市一般廃棄物処理基本法」で決められた「燃やす、埋めるからの脱却」の姿勢に立ち、建て替え計画を策定し、クリーンセンターを縮小すること。
16. プラスチックごみ削減目標を明確化し、計画的に減量に取り組むこと。事業者に対しては積極的に削減を求め、環境保全協定に目標値を設定すること。
17. 海洋プラスチックごみの実態調査を行うこと。マイクロプラスチックの環境への負荷は、人体にも影響を与えていることを広報し、プラごみゼロの神戸市を目指すこと。
18. 家電リサイクル法で収集料金や運搬料金などが消費者負担となっており、不法投棄が増えている。リサイクル料金を販売価格に組み入れることも含めて、家電リサイクル法の見直しを国に働きかけること。
19. 民有地内に産業廃棄物を不法に積み上げている業者に対し、是正させるとともに、従わないときは、会社名の公表と厳しい処分を行うこと。
20. 民間の中間処理場、最終処理場の建設にあたっては、建設後大きな問題になることが多い。地域住民に対しての説明を徹底し、その意見をよく聞くことを神戸市が求めること。
21. エネルギーを多く使用する飲料やタバコなどの夜間の自動販売機の規制とコンビニの深夜営業などを規制すること。

アスベスト等健康被害対策について

22. アスベストへの対策を強化するため体制を強めること。建築物の解体工事に当たっては、市の監視を強化しアスベストの飛散防止を徹底すること。
23. アスベストによる被害は、直接使用にとどまらず、間接的な飛散による被害も広がっている。阪神・淡路大震災で解体されたビルからのアスベストの飛散も考えられる。被害の実態調査と健康被害調査を行い、救済を幅広く行うこと。
24. 大気汚染は引き続き公害となり被害を広げるおそれがある。小児ぜんそく医療費助成制度は復活すること。

経 済 観 光 局

中小企業振興に軸足を置いた神戸経済の振興について

1. 原材料・原油など物価高騰とコロナ禍の影響で売上げが落ちている中小業者に対し、倒産や廃業を食い止め、失業増を起こさせないために直ちに直接支援を行うこと。
2. 市内企業に対して、悉皆調査を行い、現況を把握し、手立てを打つこと。
3. 消費税の引き下げ、インボイス制度の中止を国に求めること。
4. 「神戸市中小企業振興基本条例」を制定し、以下の具体的な施策を実施すること。
 - ①市の役割を明確にして施策の継続性を維持すること。
 - ②大資本の横暴な合理化や縮小から地域経済を守ること。
 - ③中小企業・小規模事業者への予算を大幅に増やし施策の柱に据えること。
 - ④新型コロナの経験を踏まえ域内生産・域内循環を進めること。
5. 地域経済振興の点からも、公契約条例を制定し、労務単価の適正化につとめること。
6. 中小業者の事業規模拡大、生産性向上、効率化および福利厚生にかかる設備投資に要する経費の一部を助成する「設備投資支援事業補助金」制度を創設すること。
7. ケミカルシューズはじめ地場産業の応援、育成と販路拡大を引き続き強めること。海外との競争にさらされている物品に対し、支援を強めること。
8. 大型店の一方的な撤退によって、買い物難民が生まれている現状から、出店を届け出制から許可制へ戻すことも含め、大店立地法の改正を国に働きかけること。
9. 神戸市独自の中小業者向けの融資制度を復活すること。兵庫県信用保証協会の保証融資の責任共有制度は、元の 10 割保証に戻させること。

雇用の改善について

10. 最低賃金時給 1,000 円以上を早急に実現し、1,500 円に引き上げるよう国に働きかけること。また、中小業者に対しては、税の軽減など支援して実現できるようにすること。
11. 市内の全事業所が正規雇用を増やすよう働きかけること。
12. ブラック企業・ブラックバイト根絶の条例を制定すること。相談窓口の常設や周知の徹底や、誘致企業に対する離職率実態調査と公表など、実効性ある対策を盛り込むこと。
13. 高校生、大学生が労働基準法などを身につけるために、パンフを作成すること。就職活動開始前に説明会を市で開催すること。

14. 障がい者の雇用促進のため、大企業には法定雇用率等を遵守するよう強く求めること。

市場・商店街・小売店舗・町工場の振興について

15. 中小企業の仕事おこしにも経済対策としても効果的である「住宅・店舗リフォーム助成制度」を創設すること。
16. 創業支援事業計画で市場・商店街に限らず個店の空き店舗も利用し、家賃や内装費補助などでとりわけ若者の創業支援、事業展開を応援すること。
17. 各市場・商店街に市職員が直接足を運んで関係者とともに対策を検討すること。
18. 東部市場の民間活力の導入は中止すること。

農林漁業振興について

19. 原油高など物価高騰に苦しむ農業従事者への支援を行うこと。漁船燃油助成やハイブリッド化助成など漁業支援を行うこと。
20. 市内農林漁産物の域内生産と消費・循環を拡大する年次計画を立てて事業者と共に増産をはかること。学校給食にも食育の観点とあわせて位置付けること。
21. 農業・漁業の担い手不足解消・世代継承を支援するための支援策をとること。青年就農給付金制度を利用しやすくし、若年層への働きかけを強化すること。
22. 株式会社など民間営利企業の農業参入は絶対にやめさせること。
23. 不耕作地を減らしていくことは、イノシシやヌートリア、アライグマなど有害獣や外来植物を繁殖させない対策にもつながるため、取り組むこと。
24. 林業の振興に、地域密着の再生可能エネルギー事業化とも連動した計画をつくること。
25. 須磨海づり公園は、第4釣台を含めて市営施設として復旧すること。
26. 農業公園の利用計画は、地域や農業者、関係団体等の声を聞きながら策定すること。

集客施設と観光の振興について

27. 須磨海浜水族園は教育施設でもある。現在の建て替え事業は中止し、公営としての建て替え計画をつくること。
28. 大規模建て替えに偏重するMICE基本構想は中止すること。

建設局

防災・減災について

1. 民有地の崖や擁壁などについて、災害復旧や防災・減災を目的とした支援策をつくること。他都市で実施されている補助制度や無利子貸付制度等を創設すること。
2. 親水施設のある河川や氾濫の可能性がある河川は、階段の増設やパトロール強化、モニタリングカメラの増設など安全対策を進めること。

広域幹線道路について

3. 大阪湾岸道路西伸部延伸事業は中止すること。
4. 須磨多聞線（西須磨工区）は中止すること。建設ありきの姿勢は改めること。
5. 国道 43 号線や、HAT 神戸など一般道への海上コンテナなど大型車の流入を減少させること。ハーバーハイウェイの通行料を無料にすること。
6. 山麓バイパスの大型車両の料金を無料化して、山麓バイパスに誘導し、夢野白川線・市道山麓線の騒音、振動被害を解消すること。遮音壁の設置も検討すること。
7. 六甲有料道路は昭和 37 年供用開始であり、北区民の生活道路であることから、出口の交通量の増加や事故・公害対策強化と合わせ、早急に無料化すること。

道路整備・バリアフリーについて

8. 生活道路のひび割れ、波打ち歩道の改修、歩道の真ん中の電柱の撤去、段差解消など迅速に行うとともに、早急にユニバーサルデザイン化を進めること。
9. 市内の道路陥没を未然に防ぐための調査と対策を講じること。また、道路地下空間の利用にあたっては、防災の観点から検証・見直しを行うこと。
10. すべての鉄道駅に障がい者用の車の乗降スペースをつくること。さらに屋根付きのスペースとして充実すること。
11. 街路樹は、地域の声を聞きとり、安易に撤去せず計画的に整備・管理するために算を増やすこと。剪定は毎年行い、枝処分は自然エネルギーとして活用量を増やすこと。
12. 私道改修への補助率を高め、使いやすくすること。また、多くの住民が通行する私道については、所有者同意のもと、神戸市の責任で補修を行うこと。
13. 地元の要望に迅速に応じることができるよう、建設事務所の予算を増やすこと。公園や道路の補修などは、できる限り分離・分割発注をすること。

14. 駅の自転車駐輪場スペースを増やし、大学生も定期の学割をすること。

公園について

15. 街区公園に健康器具や遊具、手洗い場の設置・整備の予算を増やすこと。
16. 障がいを持つ子をはじめ誰もが安心して遊べるインクルーシブ公園を増やすこと。
17. 公園管理は神戸市が責任を持って安全点検や清掃・樹木の剪定を定期的に行い、必要な改修にあたっては予算を増額して対応すること。
18. 市民公園制度を積極的に活用し、公園の少ない地域で整備を進めること。
19. 六甲山森林整備戦略などに、バイオマス・エネルギー活用の観点を持つこと。また、風力発電の可能性を検討すること。整備促進のための協議会等をつくること。
20. 王子動物園は今後も直営で経営すること。再整備にあたっては動物福祉の観点から敷地を拡大すること。
21. 王子公園は、市民や利用者の声をよく聞き、補修やバリアフリー化を進めること。

下水道事業について

22. 物価高騰と長引くコロナ禍を踏まえ、下水道料金を引き下げること。
23. 下水道事業において、さらなる民間委託は導入しないこと。
24. 雨水浸水対策基本方針にもとづき、必要な箇所を早期に洗い出し対応すること。
25. 強度の低い雨水管を耐圧性に改良し、浸水被害の再発を防止すること。
26. 私道・共有地下の下水道施設の改修補修助成を創設すること。

都 市 局

三宮再開発について

1. 三宮一極集中の巨大再開発計画は中止すること。
2. 国の都市再生緊急整備地域の「三宮駅周辺・臨海地域」が指定の撤回を要請すること。
元町再整備まで都市再生緊急整備地域に広げようとする要請は行わないこと。

まちづくりについて

3. 神戸市都市空間向上計画は撤回すること。駅から離れた地域の活性化計画をつくり、具体的な対策に取り組むこと。
4. 高層マンションの林立から住環境をまもるため、高さや容積率及び住宅戸数を緩和でなく規制する条例を制定すること。
5. 密集市街地の再開発は、住民の声を聞き、商店街や市場の活性化についても責任を負うこと。小規模公営住宅の建設や防災対策の取り組みを強化すること。
6. 住民が主人公のニュータウン対策の推進について
 - ① 駅前だけでなく駅から離れた地域の再整備や公共施設の配置・誘致を行うこと。
 - ② 建築住宅局と連携して、住宅・団地のリノベーションを支援すること。
 - ③ 「近隣センター」の機能を充実し、活性化させること。
 - ④ 会館・集会所は、地元任せではなく市が責任を持った運営・管理にすること。
 - ⑤ 住民とともにニュータウンごとの将来構想をつくり、まちづくりに取り組むこと。

交通政策について

7. 都市計画道路については、周辺住民の意見を丁寧に聞くとともに、反対の多い計画は撤回すること。
8. 交通政策の推進にあたっては住民意見本位に進めること。携帯移動データ分析に偏重した「市バス配置基準」は廃止すること。
9. 市民の交通権を明記した交通基本条例の制定やコミュニティバスを新設すること。その際、まちづくりや地域の活性化、福祉対策なども含めて検討すること。
10. 西北神地域の市民の足を守るため、神鉄をはじめ私鉄に敬老パス・福祉パスを使えるようにすること。神戸電鉄粟生線の存続に踏み込んだ支援策を検討すること。
11. 神鉄シーパスワンは住民支援の恒久的制度として援助を続け、購入可能回数を増やすこと。神戸電鉄の通学定期や通勤定期の助成を進めること。

新長田駅南再開発について

12. 再開発事業の検証について、商店主などの意見もよく聞き、問題点を解決し、活性化策を進めること。
13. 住宅・店舗入居者の共益費負担の軽減をまちづくり会社にたいして申し入れること。また、費用の詳細を明らかにすること。

新都市整備事業(空港及び産業団地)等について

14. 空港島用地と他の造成地の収支をトータルで見るのではなく、事業ごとの収支計画を策定し、検証のうえ市民に明らかにすること。
15. 新都市整備事業会計から港湾事業会計に貸し付けていた貸付金は、即時返還を求めること。
16. 新都市整備事業会計の資金は、神戸空港の管理収支の赤字穴埋めや起債償還の立て替えに使わないこと。利益剰余金は以前のように、一般会計へ繰り入れるなど市民の暮らしを応援するために使うこと。神戸空港の再整備に使わないこと。
17. 海上アクセス＝ベイシャトルの運航は中止すること。

建 築 住 宅 局

市営住宅について

1. 市営住宅の約2割を占める空き住宅は、すぐに入居できるように改修するため予算を増額し、速やかに募集すること。
2. 戸数削減ありきの市営住宅マネジメント計画は撤回し、市営住宅を増やすこと。第三次計画は、戸数削減ありきではなく、エレベーター設置など必要な改修を行い障がい者、高齢者対応住宅の増設、DV被害者対応住宅など必要な戸数を確保する計画とすること。
3. エレベーターの設置や風呂釜設置など、市の責任で設置計画を策定し推進すること。設置費用や管理費の値上がりに対する軽減補助制度をつくること。
4. PFI などによる市営住宅や厚生年金住宅の用地の切り売りは直ちにやめ、入居者本位の再整備や建て替えを進めること。
5. 災害公営住宅をはじめ市住入居者は年々高齢化しており、見守り体制を抜本的に強化し、コミュニティづくりを支援すること。
6. 市営住宅の家賃減免制度を拡充すること。入居基準となる政令月収の引き上げを国に強く求めること。
7. 市営住宅家賃滞納者に対して、早期の福祉的対応によって、裁判、追い出しにならないようにすること。また、減免世帯については、減免家賃を継続すること。また、生活困難者に対しても実態に応じた福祉対策を協議すること。
8. 市営住宅の指定管理者に民間業者が参入し、家賃滞納者に対して強引な対応が増えている。また、入居者に対するサービス低下も起きている。直営に戻すこと。
9. 「借上市営住宅についての神戸市の考え方」を撤回し、現入居者の実情を踏まえた対応を行い、希望者全員の継続入居を認めること。提訴ではなく話し合いで解決すること。
10. 入居者どうしのトラブルについては真剣に相談に応じること。
11. 市営下山手住宅のアスベストの見落としについて原因を検証し、再発防止を徹底すること。市営住宅の解体にあたってはサンプル調査をはじめ調査を徹底し、飛散防止を確実に行うこと。住民への説明を半径1.5kmまで範囲を広げること。

住まいに関する総合支援や耐震化の推進について

12. ニュータウンなど、老朽化する団地や住宅のリノベーションの支援を都市局と連携して進め、人口定着と移住を促進すること。

13. 大規模近郊に大規模マンションが周辺の教育子育て環境に配慮されずに建設されることがないように、都市局などと連携して規制や誘導策の強化を進めること。
14. 東南海・南海地震に備え、住まいの耐震化を促進するため、耐震診断は1981年以後に建設された住宅にも適用すること。耐震補強の助成制度をさらに充実するとともに、マンションも含め具体的に耐震補強が実現する施策をつくること。
15. 空き家対策の空き家リフォーム・子育て支援リノベーション・住宅リフォーム助成制度の対象をひろげ、市内業者の意見も踏まえた制度とすること。
16. 若年・子育て層を定着させるため、住み替え・転居入居する若年世帯への家賃及び敷金の補助制度を充実すること。
17. 高齢者の「バリアフリー住宅改修補助事業」をさらに使いやすい制度に改善し、申請は受付時点で審査を行い、必要条件が揃っていれば即日受理し、許可を出すこと。
18. 高齢者に対する民間借上住宅の活用など民間賃貸住宅補助事業を拡充すること。

港 湾 局

減災防災対策について

1. 防潮堤、防波堤の強化など高潮対策について強化すること。
2. 民間護岸についても公的支援をはじめ必要な対策とること。

港湾労働者について

3. 神戸港で働いていた人のアスベスト被害について、専門医療機関の受診を進めるよう広報すること。また、区役所等に相談窓口をつくり、健康不安への解消をはかること。
4. 市が所有するみなとの労働者への福利厚生港湾施設の使用料補助や軽減策を行うこと。
5. 港湾関連用地に、労働者が利用できる飲食や利便施設を誘致すること。古い施設の改修を推進し、女性トイレなど不足する施設を速やかに整備すること。

港湾事業について

6. 神戸港の将来構想を撤回すること。
7. 六甲アイランド南のコンテナバースの整備は「凍結」の方針にもかかわらず、将来構想でバース建設を発表した。「建設中止」を明言し、港湾計画からはずすこと。
8. アジア貨物にシフトしている現状を考慮し、国際コンテナ戦略港湾によるバースや航路の大水深化などは中止すること。
9. 物価高騰やコロナの影響について、港湾関係会社等に調査をおこない対策をとること。
10. 神戸の産業（地場産業）を復興することで、創荷を進めること。
11. ウォーターフロントの整備については抜本的に見直し、再開発・埋立は中止すること。
12. クルーズ船の来港にあたっては、感染予防対策をしっかりと行うこと。
13. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、非核証明書の提出義務付けを堅持し、安全・安心・平和な港づくりにつとめること。また、非核「神戸方式」の世界への発信を強めること。

神戸空港について

14. 神戸空港の国際化に伴い、本体施設、周辺整備も含めて多額の投資が予定されている。過大な需要予測に伴うものであり、中止すること。

15. 空港関連事業については、再整備を含め一般財源すなわち市税を一切投入しないこと。
航空機燃料譲与税は、航空機騒音対策など、一般会計上の施策につかうこと。
16. 管理運営会社の収支、土地売却のゆきづまり、騒音や環境問題など、情報を広く公開すること。住民投票など市民の意見を聞き、廃止も含めて今後の在り方を検討すること。
17. 神戸空港の建設の是非が議論される中で市は経済効果が大きいとアピールしてきた。
市は経済効果を算出し、空港についても決算値で公表すること。
18. 神戸空港連絡橋の道4車線化工事を中止すること。
19. 神戸空港に関する資料はすべて保存し情報公開につとめること。

消 防 局

消防設備と人員確保、諸署の整備について

1. 消防力の整備指針にそう基準での充足を行うこと。特に人員・署所については年次計画をたて進めること。
2. 消防車の5人乗車体制を実現すること。
3. 広大な区域を管轄する署所には、救急隊を複数配置するよう、計画的に増員・増隊して急増する救急需要に対応すること。
4. 県の高潮想定などで浸水の可能性の高い雲南、栄町、水上、六甲アイランドなど消防署は移転も含め浸水対策を強化すること。
5. 計画的に消防諸署の整備・回収を進め、老朽化が激しい灘消防署は建て替えを実施すること。また感染症などの防止のため仮眠室を個室化すること。
6. 耐震性防火水槽の設置計画の見直しにあたっては、水量不足地区を優先しつつ、さらなる細やかなメッシュで新たな計画を立て、引き続き増設すること。
7. 消防団員の確保と消防団の強化・活性化のため、定員増と施設整備・装備の充実を行うこと。
8. 消防自動車の通れない狭隘な道路には消防栓を増やすこと。

指導検査体制の強化について

9. 予防要員を増やし、防火管理体制や違反処理の徹底など、指導強化を行うこと。雑居ビル、老人福祉施設、脱法ハウスなどに対し、定期的あるいは抜き打ち的な査察を増やすこと。
10. 二方向避難が必要な施設について、義務化以前に建設された建築物、改装、新築、増築の予定がない建築物であっても、神戸市のすべての公共施設において、二方向の避難路が確保できるよう指導すること。特に福祉施設については、福祉局などと連携して助成制度をつくり早急に改善をはかるよう強く働きかけること。

市民の安全安心について

11. 救急業務の有料化は市民にとって有害無益である。有料化に反対すること。また、救急の通報の抑制になることはやめること。
12. ケアライン 119 は、要件を緩和すること。

13. 住宅用火災報知器設置の義務化の周知徹底を行うこと。高齢世帯や障がい者のいる世帯、低所得世帯など、災害弱者向けに購入助成制度をつくること。
14. 貸し出し用 AED の市内設置台数を増し、未設置駅は直ちに解消させること。定期的な点検と交換・周知など施設の常駐職員への研修を支援すること。
15. AED の適正配置に関するガイドラインに則り、計画的に AED の設置を進めること。
16. 三田市との消防指令業務の共同運用のための協議書の締結が急がれているが、そのことによって救急隊などの負担が増える心配がされる。実施は見直しをすること。

水 道 局

水道料金について

1. 水道料金の値上げはしないこと。
2. 物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の長期化で、市民全体が厳しい生活をしいられている。当面、基本料金を減免すること。
3. 水道使用量が少人数世帯、節水意識などで基本水量に満たない世帯が多くなっている。料金が使用実態に見合ったものとなるよう、見直しを行うこと。
4. 母子家庭・障がい者世帯・高齢者世帯や、生活保護世帯など低所得者への水道料金の減免制度をつくること。また福祉施策として取り組むよう、福祉局に求めること。
5. 特別養護老人ホームなど福祉施設等の水道の使用料減免制度を元に戻すよう、福祉局と協議すること。他の老人福祉施設の減免制度を廃止にしないこと。
6. 水道料金滞納者については機械的に対応せず、面談して生活実態を丁寧に聞き、一方的な停水は行わないこと。
7. 阪神水道企業団の分布金、県営水道の受水単価の引き下げを引き続き働きかけること。

公共水道事業の維持について

8. 水道事業は民営化や広域化を行わず、基礎自治体の公営水道の役割を堅持すること。
9. 水道事業は憲法 25 条を具体化したものである。水道事業の独立採算制を強調する姿勢を改め、一般会計からの繰り入れを増やすとともに、十分な財源保障を国に求めること。
10. 水道事業に対する公的責任を後退させる 5 センターから 3 事業所への再編・集約と職員削減は中止すること。
11. 自己水源の日常的な有効活用を進め、適切な維持管理につとめること。
12. 再生可能エネルギーの導入目標を設定し、小水力発電など再生可能エネルギーの活用を促進すること。
13. 直結給水を推進するための助成制度を復活させること。安全な給水を行う立場から、目標を持って直結給水戸数を増やすこと。また、学校の直結給水化については教育委員会等と連携し、早急に完了すること。
14. 千苅貯水池の治水対策を県とともに速やかに進めること。
15. 廃止された水の科学博物館の代替となる施設をつくること。

交 通 局

公共交通の維持・充実について

1. 市バス・地下鉄は民営化や路線移譲をやめること。
2. 不採算の路線であっても市民福祉とまちづくりの観点から、維持・拡充すること。一般会計からの法定外繰り入れを増やすこと。「データに基づく持続可能な路線バス網の構築」などといって、乗客数の少ない路線を機械的に減らすことはやめること。
3. 敬老パス・福祉パスの制度を無料に戻すこと。負担金の増額と制度の拡充を求めること。
4. 市内における自家用車やバス、鉄道などのあり方を検討し、総合的な交通政策をつくるよう都市局へ働きかけること。特に、バスの乗り入れ困難な地域や高齢化の進む地域住民の足の確保については行政の責任で具体的に検討すること。
5. 子育て世代への支援を重視し、定期の割引率の拡充や学生割引の拡充につとめること。
6. バスと地下鉄の乗り継ぎ時の負担を軽減するために、割引率を拡大すること。乗り継ぎ時間を拡大すること。民間バスも利用できるよう働きかけること。
7. 公共交通の維持充実のため下記の項目を国に要求すること。
 - ① 公共交通機関への支援策強化や、バス・地下鉄などの補助金確保と増額をすること。
 - ② 設備の老朽化が進んでいる地下鉄既設線の改良工事などへ補助率を拡充すること。
 - ③ 自動車事業の車両購入や資本費に対する補助制度を拡充すること。
 - ④ 市バス不採算路線の運行に対する補助をすること。
 - ⑤ 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化促進への補助の拡充をすること。
 - ⑥ 痴漢は犯罪であるという意識の上に立ち、徹底した対策を行うこと。

自動車事業について

8. 交通局の職場環境の改善に徹底して取り組むこと。
9. 住民の反対が多いバス路線の短絡・減便はやめて、要望が強い路線を復活すること。住民意見を第一に路線設定を行うこと。利用ニーズの把握については、福祉局などの他局や、福祉サービスや商業施設などの意見も参考にしながら、地域とともに路線のあり方について検討すること。
10. 市バス近郊区運賃の引き下げと、通勤、通学定期の割引率を引き上げるなど、市内均一区間との料金格差を是正すること。
11. バス停のベンチ、ひさしの予算を増やし設置すること。老朽化については改善すること。道路が狭く困難な場合は、建設局と協議すること。

12. 視覚障がい者のためのバスの音声案内を改善、拡充すること。

高速鉄道事業について

13. 海岸線の乗客増対策について全庁的に協議し、リーディングプロジェクトにとどめず、沿線に住宅・産業政策の推進、公共施設建設など、地域の活性化につながる総合的な対策の推進を求めること。また、沿線企業に社員も含めた利用促進を求めること。
14. 海岸線の料金を値下げし、利用者増につなげること。1日乗車券をICカードで利用できるよう改善すること。
15. 地下鉄各駅に授乳室を設置すること。
16. ホームに安全柵を早期に設置するとともに、ホーム両端の安全対策をすること。また、表示・標識など一層見やすくすること。西神山手線のワンマン化はしないこと。

教 育 委 員 会

学校教育について

1. 20 人程度の少人数学級を小中学校で実施すること。神戸市の責任で教員及び学校施設の整備と一体におこない、必要な財源を国に求めること。
2. 教育委員会の独立性を維持するために、教育に対する政治介入を許さず、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重すること。
3. 子どもの権利条例を制定すること。またパンフレット等を作成配布するなど、子ども、保護者も含めて浸透をはかること。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響で心のケアを必要としている児童・生徒に対して行き届いた対応を行うこと。不登校やいじめについての相談・対応の体制整備を行うこと。
5. 不登校児童・生徒のために学校などでの居場所づくりを進めること。
6. 行き届いた教育を実施し、教職員の負担軽減、長時間勤務を軽減するために、教員を大幅に増員・加配すること。
7. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充、養護教諭の複数配置、事務職員の全校園配置など、教育条件を整備すること。
8. 多国籍の児童生徒や、性的マイノリティ（LGBTQ）の子どもへの配慮を進めること。ジェンダー平等について教職員や子どもたちの理解促進のため、研修や授業での取り扱いを進めること。
9. 市内どこからでも市立幼稚園に通える条件を保障するとともに、全園に3年保育を実施すること。
10. 特別支援教育環境の維持向上のために、知的障がい児の定員オーバーの解消をめざし神戸市の特別支援学校の整備計画を早急につくり整備を急ぐこと。
11. 学校図書館が、ゆとりと学習・調査、研究ができる施設となるよう、蔵書の拡充とスペースの拡大につとめること。学校司書は、全校配置とすること。
12. 夜間中学校に対する教材費等の補助を増額するなど支援を強めること。

学校給食について

13. 学校給食の保護者負担無償化を推進すること。速やかに小学校給食費にも公費補助制度を創設し保護者負担を引き下げること。

14. 小学校給食は自校調理を堅持し、正規職員で調理すること。民間委託した小学校は、直営に戻すこと。
15. 中学校給食は自校調理にし、温かくて安全な給食にすること。
16. 栄養教諭は市単独設置をふくめ小中全校に一人配置し、食育を推進すること。地産地消や有機食材の推進、アレルギー対応を充実すること。

学資支援について

17. 神戸市独自の給付型奨学金制度を拡充して復活させること。
18. 就学援助については助成額の増額を進めるとともに、市独自に支給対象とメニューを拡充すること。
19. 隠れ教育費と言われる、制服やかばん、上履き、体育館シューズ、ジャージ、コートなどの学用品による負担が大きな問題となっている。学校生活に必要なものは無償とすること。
20. コロナ禍で生活苦がつづく、就学援助世帯への食材支援を繰り返し実施するとともに、下宿学生へも実施すること。

学校園施設について

21. 学校の新築・改築にあたってはプールや給食室など必要な教育施設を必ず整備すること。災害や震災時の避難所としての役割を担う体育館などの空調整備を行うこと。
22. 過密校・園対策は、学校園の増設で解消につとめること。全仮設校舎の早期解消プランをつくること。
23. 幼稚園、小・中・高等学校が地域で果している役割を踏まえ、統廃合はやめること。
24. 熱中症対策を強化すること。
 - ① 学校園の仮設校舎の教室は、エアコン設置の有無にかかわらず、教育委員会が気温の上昇について調査し、必要に応じて空調施設の設置や交換を行うこと。
 - ② 学校園等に対し、熱中症予防のために、必要な情報対応策の周知を行い、「お茶を飲むのは休み時間だけ」など硬直した運営はただちに中止すること。遠距離の場合の車での通学など、各学校現場に見合った適切な対応ができるよう注意を喚起し、授業の進行などについても柔軟な配慮を行うこと。
 - ③ 夏休み期間中に、共働きなどで家で一人になる児童の熱中症予防のため、通年の申し込みをしていない児童の臨時的な児童館入所の受け入れや、学校開放などを利用した子ども向けのクールスポット教室の開設などの対応をすること。

選挙管理委員会

1. エリアが広大な地域については地域の声を聞き、分割を検討するなど、すべての有権者が投票できるように投票所を増やすこと。
2. すべての投票所で車いすの人が投票できるよう、投票所周辺も含めてバリアフリー対策を講じること。
3. 18歳選挙権の啓発活動を強めること。
4. 期日前投票の利用が増える傾向にあることから、待ち時間解消など受け入れ態勢を充実すること。
5. 選挙公報が早期に有権者へ届くように行政の責任で万全の態勢を取ること。安上りの民間任せや地域丸投げの配布体制を改めること。
6. 健康上の問題等で投票所に行けない有権者のために、郵便等による投票の要件緩和を国に求めること。

— 各 区 要 望 —

東 灘 区

交通対策

1. 大幅に減便された市バス 19、31、38、39 系統を元のダイヤに戻すとともに、始発を早めること。
2. 住吉台・渦森台から乗り換えなしで甲南病院を回り阪急御影へいたるバス路線をつくること。
3. 市バス 37 系統は、午前 8 時台の甲南山手発の乗客が多いため、増便すること。
4. 市バス 45 系統は廃止しないこと。
5. 森北町から山手幹線を走り王子動物園あたりまで行くバス路線を検討すること。
6. 御影山手 6 丁目の住民意見をよく聞き、市バスの運行や乗り合いタクシーなど、対策を講じること。
7. くるくるバスやどんぐりバスへの敬老パス・福祉パスの適用を事業者と相談すること。
8. JR 住吉駅北側に、JR 西日本の責任で早急にエレベーター・エスカレーターを設置するよう求めること。当面シア内のエレベーター利用の開始時間を早め、シアがしまっ
ていてもエレベーターが利用できるとの表示をわかりやすくするよう求めること。
9. 六甲ライナーの料金を引き下げること。また、通勤、通学定期代の割引率をさらに引き上げること。
10. 阪神電鉄に阪神住吉駅のバリアフリー化を早期に進めるように求めること。
11. 高齢化が進んでいる六甲アイランド島内を巡回するコミュニティバスを創設すること。
12. 甲南山手駅のホームにホーム柵をつけるよう JR に申し入れること。

児童・学童対策

13. 東灘区は、児童数が非常に多く、学ぶ環境が悪化している。プレハブ校舎を解消するためにも、マンション規制の検討をすること。

14. 子どもの数の多い児童館は、中学校区に一つという基準を見直し、複数つくること。
15. 児童館は6年生まで受け入れるため、十分な活動スペースが確保されず、事故も起きている。田中、本庄、御影においてはもう一か所近隣につくること。本庄は、大日神社内に新たに作ったがスペースがせまいため見直すこと。
16. 渦が森小学校児童の通学の安全を確保するため、下校時間帯にも市バスを増便させるなど、必要な対策を講じること。
17. 渦森台3、4丁目の住宅内の道路が劣化している。改修を進めること。

道路対策

18. 魚崎中学校前の国道43号の陸橋にエレベーターを設置すること。
19. 甲南大学は、緊急避難場所に指定されているが、土砂災害警戒区域となっている。対策を強めつつ住民への周知をはかること。

公園対策

20. 公園に高齢者むけの健康ベンチだけでなく、ツイスターやぶら下がり健康器など、健康遊具を設置すること。
21. 国道43号線以南の御影本町地域に公園の設置が従来から強く求められている。防災拠点となる公園をつくること。
22. JR住吉駅東側と西側高架下のトンネルの照明の明度をあげること。

住環境対策

23. 東灘図書館は、開館前より長い列が出来ている。夏場は熱中症が起こる可能性もあり、学校の休みや土・日は開館を早くすること。また入口を開放するなど工夫すること。東灘図書館の駐輪スペースを広げること。
24. 深江南地域に多く生活している外国人のため、クリーンステーション案内板は多言語で表示すること。
25. 御影地域に手軽に利用できる集会所をつくること。財産区の会議室・集会所は料金が高い。新設か、あるいは利用料を補助すること。
26. 旧乾邸については、日常的に住民に公開し、利用できるようにすること。

27. 御影公会堂の地下1F スペースに「火垂るの墓」のような戦争の資料も展示すること。
28. 交番に人を配置すること。誰もいない時間が多い。また六甲アイランドセンター駅周辺、魚崎南地域に交番を設置すること。
29. イノシシ、アライグマの被害が多発しており、山にフェンス柵をつけること。被害の電話窓口を夜11時頃まで受け付けること。見守りの警備回数を増やすこと。
30. 住吉南町パルテックの大気測定データを公表すること。排ガス中の大気汚染物質や悪臭などの検査結果を、市民すべてがわかる形で公表すること。
31. 深江浜町や御影浜町に企業が土を盛ったままにしているところがある。粉塵被害が起こっているので強く指導し、砂山にカバーをはること。
32. 国道43号線以南の地域では、住民は、これまでも大気汚染・悪臭・水質汚泥など様々な環境問題で苦しめられてきた。この間も、新しい工場の立地などが進み、車両の増加を含め、住民は不安を抱えている。環境を改善するための総合的な手だてを講じること。
33. 甲南病院下のバス道沿いで起こった土砂崩れに関しては、民有地であることを理由に様子見することなく、行政として十分な対策を行うこと。
34. 六甲アイランドのRINK所有者とともにテナント誘致を進めるため市として商業床を買い取り、民間事業者に安く貸し出すなど対策を強めること。地域の活性化の議論は自治会などとともに地域住民の声をよく聞きながら進めること。

高潮・津波対策

35. 東灘区には、堤外地にたくさんの事業所がある。2018年の台風21号では魚崎南町3丁目などでは事業所が大きな被害を受けた。温暖化の影響も加味し市の責任でハード面での高潮・津波対策を行うこと。
36. 阪神沿線以南においては、地震に伴う津波の被害が予測される。避難場所の設置と住民への周知を引き続き進めること。
37. フェニックスは、これまでもダイオキシンの持ち込み、台風による内部の水の流出など問題になってきた。安全対策をさらに強めること。
38. 六甲アイランドの消防署の出張所は県の新たな高潮想定を前提に移転をするなど対策を強化すること。

1. 神鋼の石炭火力発電所は年間 700 万トンもの CO₂ を排出しており、地球温暖化防止に逆行するため以下の対応をすること。
 - ① 国の「2050 年に温室効果ガス排出ゼロ」とする目標にどのように対応するのか強力に指導すること。
 - ② 神戸市の環境保全協定で削減数値目標を具体的に示し、年次計画を立てること。
 - ③ 石炭火力発電をやめ、自然・再生可能エネルギーへの転換をはかること。当面は、地球環境に負荷の少ない LNG への転換を指導すること。
 - ④ 神鋼石炭火力発電所と神戸市で交わしている二者の環境保全協定は、住民団体も加え三者協定にすること。
2. 神戸製鋼は新たな石炭火力発電所の稼働を進めている。大気汚染物質や CO₂ 排出量の増大につながる石炭火力発電所の稼働中止を指導すること。
3. 神鋼の自家発電用ボイラーは、老朽化しており、住民を不安におとし入れる事故が発生している。監視を強化するとともに、基準を超えることがあれば強力な指導を行うこと。
4. 2017 年 10 月、神鋼灘浜の高炉が停止した。現在の環境保全協定は高炉の稼働を前提として環境汚染物質の排出となっている。高炉が停止した状態での現況調査を行い、この時点による新たな環境保全協定を結び直すこと。
5. 神鋼がアルミや銅の製品の一部で、強度など検査証明のデータを書き換えて出荷しているなどの不正が明らかになった。その後不正はかなりの分野に広がり、長期に渡って組織ぐるみで行っていたことなどが明らかになった。神鋼は 2006 年の大気汚染の環境基準を超える環境データの改ざんで社会的な糾弾を受け、謝罪を行い 2 度としないことを明らかにしたが、その後も不正を繰り返してきた。神戸市として、神鋼の法令順守に欠けた姿勢を改めるよう強く迫ること。
6. 石炭火力発電所の送電に際して、電磁波などの健康被害を懸念する声が寄せられている。市として調査し、神鋼と関西電力に対応を求めること。
7. 市バス 91・92 系統を復活させること。
8. 市バス 26 系統について拡充すること。
 - ① さらに始・終発時間を延ばし増便を行うこと。
 - ② 昭生病院と六甲ケーブルの間に（下りのみでも）バス停を増設すること。

③ ベンチのない停留所に、ベンチなどを設置すること。

9. 市バス 103 系統を増便すること。
10. 岩屋地域へのバス路線の新設、延伸を行うこと。
11. 坂バスでも敬老パス・福祉パスを使えるようにすること。地域の足としても、摩耶ビューラインの活性化のためにも、坂バスの減便はやめること。
12. 伯母野山地域に市バスなど、公共交通網を整備し、「買い物難民」対策を講じること。
13. 旧鶴甲会館前の歩道橋、鶴甲南バス停の歩道橋のバリアフリー化を実現すること。
14. 鶴甲会館については、引き続き OM こうべや市が運営・管理に責任をもつこと。
15. 六甲町 2 丁目 4 と 3 丁目 9（風の郷公園の西側交差点）に横断歩道、または信号機を設置すること。
16. 灘消防署は、老朽化が激しい。建て替えを検討、実施すること。
17. 水道筋 6 丁目交差点の信号を右折表示するものにすること。
18. 国道 2 号線琵琶町 3 丁目に視力障がい者用信号を設置すること。
19. 都賀川の安全対策を強め、避難階段を増やすこと。都賀川の川沿いは、夜に散歩すると街灯が無く、危ない。街灯などを設置すること。
20. 大雨の際の浸水対策として、側溝の整備やがけ崩れ対策を強化すること。
21. HAT こうべや借上住宅など復興住宅のコミュニティづくりや見守り体制を強化すること。
22. 再開発地域であるウェルブ六甲道の借上住宅については、市が買い取ること。
23. 桜ヶ丘市営住宅跡地は、地域住民の意見をよく聞き、活用すること。
24. 桜ヶ丘地域は、宅地開発も進み、子育て世代が増えることが予想される。桜ヶ丘保育所の復活もふくめ、保育所の増設をはかること。
25. 水道筋をはじめ商店街・市場を守るため、大手スーパー進出を規制すること。

26. 摩耶ビューラインをはじめ六甲山・摩耶山の観光客誘致をすすめること、交通体系の充実に努めること。
27. 児童生徒からの要望が強い灘図書館に自習室を確保すること。
28. 成徳小学校、美野丘小学校、西灘小学校、西郷小学校は、プレハブ校舎が建つなかで過密が問題となっている。過密解消へ対策を講じること。
29. 寿公園について、鷹匠中学校が部活などで活用している。このため、未就学児童や小学生などは狭いスペースでの公園活用を余儀なくされている。鷹匠中学の運動場の拡張など、抜本的な対策を講じること。
30. 箕岡通1丁目に隣接する杣谷川では、台風などによる集中豪雨で、土砂崩れが起こっている。市として、住民の不安を解消するため、緊急の対策を行うこと。また、国土交通省に対し、斜面对策事業など本格的な対策を講じるように予算要望すること。
31. 新在家南地域の住民からは、津波避難の際、43号線があることへの不安が出ている。歩道橋や横断歩道の整備を行い、不安解消に努めること。
32. 国道43号線新在家・大石歩道橋へのエレベーター設置について、神戸市としてバリアフリー地域の設定をひろげ、国に設置を要求すること。
33. 鶴甲団地や鶴甲4丁目など鶴甲地域のバス停はさびがひどいものなどがある。整備すること。
34. 篠原台などでイノシシによる苦情がある。対策をとること。
35. 土砂災害警戒区域内にある鶴甲小学校、福住小学校、摩耶小学校、上野中学校、長峰中学校、鷹匠中学校、神戸大学工学部については、避難所の安全対策をとること。
36. 大土平町1丁目から2丁目に渡る大土ヶ平橋は、老朽化し、地域の方から「危ない」という声があがっている。改修など必要な措置を講じること。
37. 高羽・成徳小学校の給食の民間委託はやめること。
38. 灘北通8丁目と9丁目にある「灘北通」バス停の間に、信号を設置すること。
39. JR 摩耶駅南・北側の横断歩道に信号の設置をすること。
40. 篠原台土砂災害の再発防止へ、国の直轄事業として砂防堰堤の建設が進められているが、市としても万全の対策をとること。

41. 高羽小学校給食室は、児童数の増加に伴い、本来の配食数を大きく上回る給食調理を行っている。このために、「クーラーが効かない」などの問題が起こっている。改善すること。
42. 美野丘小学校にプールをつくること。地域や卒業生から愛着のある円筒校舎は残しながら、老朽化している校舎や講堂などの整備と一体に行うこと。また、職員の更衣室が狭いなどの問題も解決すること。通称、美野丘橋を整備し、雨があたらないようにすること。
43. 民間移譲された六甲病院について、診療科目や体制・入院体制が後退しないよう地域医療を守る立場で、神戸市として対応すること。
44. 灘区の市営住宅入居の倍率が高すぎる。市営住宅を計画に増やすこと。
45. 成徳公園の整備については、地元・子どもたちの意見を踏まえたものにすること。
46. 王子公園内への大学誘致方針は撤回し、王子公園・王子動物園の充実につとめること。
47. 王子公園内のプール、テニスコート・グラウンド・相撲場・登山研修所の廃止・縮小はやめること。

中 央 区

1. 宇治川、二宮、大安亭、大日通商店街など、地域コミュニティの中核である商店街の活性化のために、人の流れを取り戻す手だてを検討すること。
2. 元町商店街、三宮商店街、大安亭商店街への自転車乗り入れ対策を、商店街連合会と協力して市民啓発にあたること。歩行者通路の確保のため、商店街関係者の意向を聞き、行政としてサポートすること。
3. 大型スーパー、ミニスーパー、コンビニなどの無秩序な進出や、身勝手な廃業、転出を規制するため、事業者地域での社会的責任を自覚させること。
4. ダイエー神戸三宮店、ミント神戸など大型店舗にある駐輪場を広く利用者に伝え、活用すること。また利用者が使いやすいよう、入口の変更や場所の変更など求めること。
5. 三宮、元町周辺に自転車・バイクの駐輪場を増やすこと。
6. 「こうべまつり」や「ルミナリエ」など市が実施する大きなイベントの観光客が、元町商店街はじめ市内の広範囲に流れるよう工夫し、商店街の活性化につなげること。
7. 阪神有楽名店街の立ち退きに関して、解決に向け誠実に対処するよう阪神電鉄に求めること。
8. 観光に来る人が多い中央区を多様性に配慮した街づくりをすること。（例＝オールジェンダーのトイレなどの設置）
9. JR 高架下など、集中豪雨の時に、雨水の排水が追いつかないところがあります。特に JR 神戸駅のすぐ西の高架下は、小学生の通学路にもなっています。生活や交通に支障が出ないように改修してください。

交通アクセスに関して

10. ハーバーランド、JR 神戸駅、宇治川商店街へのアクセス（交通機関）を総合的に検討し、市バス路線を復活させること。
11. 葺合の南北交通について、より利用しやすいバス路線を検討し、実施すること。
12. JR 神戸駅を起点に、新開地～湊川公園～県庁～加納町～三宮～栄町・海岸通り～JR 神戸駅と周回する新たなバス路線を開設し、切実な住民要望にこたえること。

13. JR、阪神元町駅ともに東口にエレベーターがない。早急にエレベーターを設置すること。
14. ポートライナーの通勤時の乗降客が多く、混雑している。ポートライナーの混雑解消につとめること。
15. ポートライナーの料金の引き下げを行うこと。

住環境対策について

16. 下山手住宅4号棟は建て替えに伴う転居に対し、「希望のところに転居できるのか」「保証人が用意できない」などの不安の声が広がっている。安心して住み替えができるよう、住民の声をよく聞き、希望通りに進めること。
17. 超高層ビルの無秩序な建設は、ビル風による風害や日照権の侵害など、地元住民の暮らしに影響を及ぼすとともに、山と海を観光資源とする神戸市の都市景観を著しく疎外している。先住者との協議や合意を得ないまま進める住宅密集地でのマンション建設に対して、市独自の新たな規制を検討すること。
18. 建設物の取り壊し、マンションの建築によって騒音、ほこりなどが問題となっている。解体・建設業者に対策の強化をさせること。
19. HAT こうべでは低年齢の子どもたちが増加している。地域の子どもたちの成長に応じた環境の整備と学校施設の充実をさらに進めること。大型トラック、コンテナ、トレーラー等の通行は規制されているとはいえ、依然、住民からの苦情は多い。子どもの交通事故や、排気ガスによる影響を防止するよう、関係機関と協議し、住民の不安解消につとめること。
20. 災害公営住宅入居者の高齢化が進んでいる。また、自治会役員や民生委員など、住民組織が確立されないなど高齢者の実態把握ができず、生活をサポートできていない。行政が実態把握に努め、積極的に居住者の不安解消につとめること。
21. 河川管理並びに、土砂流出など、日常的に点検して住民の不安解消につとめること。
22. 早朝登山やラジオ体操など登山者の安全対策につとめること。
23. こうべ小学校、宮本小学校の過密化を解消し、仮設校舎をやめること。
24. こうべ、中央、山の手小学校は校区が広がっており、通学に繁華街を通ることもある。子どもたちの通学路の安全を確保すること。

25. 春日野小学校と港島義務教育学校の給食室の廃止をやめること。
26. 栄町通、海岸通には遊具がある公園がない。子どもたちが遊べる公園を増やすこと。
27. 六甲山、諏訪山、再度山などの自然環境保護につとめること。
28. 高山植物やホタルなど、貴重な動植物の保護につとめるとともに、イノシシ対策など住民や登山者への安全対策に万全を期すこと。
29. ポートアイランド、HAT こうべ、東川崎町など臨海地域住民の津波、高潮などの被害を防ぐため、南海トラフ地震など予測される今後の災害を想定して、臨海部の災害対策を再検討すること。
30. 神戸文化ホールの移転を中止すること。
31. ポートアイランドに市民が日常的に利用できる集会所をつくること。
32. ポートアイランドに区役所出張所をつくること。
33. 朝鮮学校生徒や学校に対する電車内や電話でも嫌がらせ行為が相次いでいる。ヘイトクライムを防止するため、制定された神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例も活かし、子ども達が安心して通学勉強ができて、学校関係者が安心して指導できるように、必要な対策を講じること。

兵 庫 区

インナーシティ対策について

1. 区内の歴史・文化について、地元でも取り組みがされている。その活動に対する支援を行うとともに、市としても兵庫運河ならびに「福原京」付近を中心に、歴史を生かしたまちづくりを進めること。
2. 兵庫運河を活用した観光対策をさらに検討し、まちの活性化をはかること。
3. ノエビアスタジアムでのイベント時の騒音等については、以前より近隣住宅からの苦情が出ている。最大限配慮するとともに、周辺住宅の防音対策に取り組むこと。またイベント後、周辺へのごみの放置などが問題となっている。対策を強化すること。
4. ホームページにとどまらず、区南部地域に平和記念館を建設すること。津の道ウォーク参加者や観光客等にも広く戦跡案内をすること。
5. 若年世帯・人口の呼び戻し策として、若年世帯向け民間賃貸住宅家賃補助制度を復活すること。現在行われている、「親・子世帯の近居同居住み替え助成事業」は効果がでない。要件緩和や内容の見直しで強化すること。

中小商工業者、市場・商店街対策について

6. 市場・商店街では、空き店舗対策等取り組まれているが、なかなか集客につながっていない。商店主、付近住民の意見をよく聞き、活性化策を検討すること。
7. 中央市場西側跡地のイオンの営業により、周辺商店街への影響が出ている。さらに新型コロナウイルスの影響も大きい。市場商店街・個店への具体的な影響調査を行うとともに、商店街活性化策を強化すること。

バス路線について

8. 南北交通の改善を図るため、市バス3系統、6系統、9系統を増便すること。地域住民の声を聞き、利用しやすい路線にすること。
9. 95、96系統は市民の声を聞いて利用しやすい路線とすること。便数を増やすこと。7系統は日常的に菜の花ロードまで回すこと。
10. 「みんなのバス」の本格運行実現に向けて支援をすること。

街づくり事業について

11. 区役所の会議室は、住民が十分利用できるようにすること。Wi-Fiを整備すること。
12. 区民ホールは、住民の意見を聞き、活性化に役立つものにすること。また、南北交通の改善などで、どの地域の住民でも利用しやすいものとする。
13. 西出地域の街づくりに積極的に取り組むこと。
14. 西出町、東出町、本町の児童は、松原児童館利用となるが距離が離れている。入江地域に児童館をつくること。
15. 地域猫については、住民合意をもとに環境悪化等問題が起こらないように指導援助すること。
16. 住吉橋は、階段や螺旋状のスロープが急勾配で歩道幅が狭い。車椅子、ベビーカー、自転車も通行し、お年寄りの利用も多い。すれ違い時の接触によるトラブルも起こっている。橋の全面付け替えを検討すること。当面、隣接して歩行者専用の橋を設置すること。
17. 運南地域に、安価で利用しやすい文化施設をつくること。
18. 遠矢浜町の食品廃棄物処理施設の建設については、交通量の増加、臭気対策などの問題が懸念されている。住民への説明を十分行うとともに問題解決にあたること。
19. 小山町地区内の道路に歩道柵を設置すること。
20. 兵庫区北部のイノシシ対策、アライグマ対策を強化すること。
21. 兵庫区文化センターは、投票所となっているが、バリアフリー化されていない。歩道橋のスロープも傾斜がきつく、車いすでは利用できない。バリアフリー化すること。また、投票所は、誰でも行けるよう変更すること。
22. JR 和田岬線は、廃止すれば商店街等への多大な影響が懸念される。廃止ではなく、街の活性化に資するよう、昼間の運行や観光にも利用できるような方策をとるよう JR に要望すること。
23. 旧平野小学校跡地は、公園、地域福祉センター移設が検討されているが、残りの土地は民間売却しないこと。神戸祇園小学校の過密化をさらに悪化させる住宅誘致はしないこと。
24. 鶴越筋福寿院までのハイキングコースの街灯管理を市が行うこと。

25. 兵庫区北部のがけ崩れ土砂災害対策をつよめ、その内容について住民に十分説明すること。合わせて、避難対策を住民と協議し、十分な避難所を設置すること。
26. 学校の統廃合により、避難所が遠くなっている。それぞれの地域に強固な避難所を設置すること。
27. 西神戸有料道路の無料化に伴い、生活道路にコンテナ車など大型車が増加したため振動や騒音、交通事故が頻発している。菊水 10 丁目バス停付近では、コンテナ車横転事故が繰り返されている。安全対策を早急にとるとともに、料金の引き下げ・無料化などで山麓バイパスへの誘導を強化すること。
28. 鶴越交差点は、北上する車両が多く横断歩道が危険である。警察と連携し、安全策を講じること。
29. 鶴越交差点前の丸亀製麺・サンクスに、車両侵入時、歩道を通るため、歩行者が危険である。通り抜けの車両も多いため対策を講じること。
30. 五位の池線の西行き房王寺バス停が東に移動したため、横断歩道から遠くなり、バス乗降客の乱横断が続発している。バス停を元に戻すこと。

駐輪対策など

31. 放置自転車対策を拡充すること。特に、海岸線駅入り口周辺などに放置自転車が広がる傾向がある。不法駐輪の撤去だけでなく、駐輪場を拡張するなどの対策を強めること。
32. 市街地に子ども達がボール遊びのできるような小公園を整備すること。当面、区北部の空き地を調査し、計画的に整備すること。

長 田 区

1. 乗り換えなしで使いやすいバス路線を市民の声を聞き、つくること。特に、丸山地域から新長田に直接行ける市バスを運行すること。また、2号線を通る81系統を復活させること。また、地域の要望を聞き、区内循環バス（コミュニティバス）を走らせ、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめユニバーサルデザインの交通網をつくること。
2. 2号線の西行きの湊川大橋と湊川西詰の信号機の赤表示を西詰が先に黄・赤になるように設定すること。
3. JR 鷹取駅南の再整備にあたっては、地域住民の意見を聞きながら、JR と協力し、時計の設置や、四季折々の花壇などを設置すること。
4. JR 新長田駅前広場の再整備については、バスロータリー設置による利便性の意義や現在ある憩える広場がなくなることから、中止すること。
5. 区北部や山麓部での土砂災害対策を強化すること。また、私有地においても防災対策費、災害後においても復旧費を支援すること。
6. 暴力団の抗争に市民が巻き込まれないように暴力団事務所等を撤去すること。
7. 地場産業であるケミカルシューズや鉄鋼など、若手育成や販路拡大などを積極的に進め、地場産業としての雇用を増やすこと。
8. 市民に親しまれ、健康づくりに役立つ、高取山や六甲縦走路、獅子ヶ池など長田の自然を整備すること。
9. 人口減少や空き家対策のために、若者、子育て世帯の家賃補助制度を行うこと。また、商店の少ない地域において、空き家・空き店舗を利用した商店（街）づくりを支援すること。
10. JR 新長田駅の快速停車や東口の復活を進めること。
11. 障がい者が居住し、坂道での転倒などを防ぐため、私道においても手すりなど公費で設置すること。
12. 駒ヶ林4丁目の高松線に横断歩道と信号を設置すること。
13. 腕塚町7・大橋町7に横断歩道と信号を設置すること。

14. 海岸線・駒ヶ林駅南出入口にエレベーターを設置すること。
15. 上沢駅北側の西出口にエレベーターを設置すること。
16. 長田公民館を日曜および祝日も開館すること。
17. 市営住宅の集会所の和式トイレを洋式に変更すること。
18. 中国四川省成都市武侯区は、三国志の聖地、女性靴の生産地、四川大震災の被災地であり、長田区と共通点も多い。成都市武侯区との交流を強化するため、交流協定を結ぶこと。
19. 中央水環境センター西部処理場の工事を早期に完了させ、上部を住民がスポーツや憩える広場つくること。
20. 市バス3系統、4・40系統、13系統、17系統の便数を増やすこと。
21. 新長田駅および高速長田周辺にバイク置き場（90分無料等）を設置すること。
22. タンク筋のアスタ駐車場（久保5丁目）にはいる南行き交差点に右折信号をつけること。（北行きが渋滞で右折できないことが多い）
23. 高速長田駅前整備は、地域で検討会がおこなわれているが、最終案についてはパブリックコメント等をおこない、区民に周知しておこなうこと。
24. 新長田駅南広場に時計を設置すること。
25. ふたば学舎の北側入口から自転車等が入れるように歩道の高さを調整すること。
26. 区内のバス停について、屋根、ベンチ、照明が設置できる場所はすべてつけること。

交通問題

1. 神戸電鉄の料金は高過ぎる。引き下げのため神戸市がさらに支援を行うこと。シーパスインは恒久的な施策として行うこと。神戸電鉄に敬老パス、福祉パスを適用すること。
2. 神戸電鉄の高過ぎる高校通学定期代に対して支援を行うこと。
3. バス近郊区運賃の料金を値下げし、市内均一区間との料金格差を是正すること。通勤・通学定期の割引率の引き上げなどを行うこと。
4. 市バス 87 系統は、妙法寺～星和台まで延伸すること。
5. 市バス 66 系統を西鈴蘭台駅まで延伸すること。
6. 市バス 65 系統・ひよどり台～神戸駅を増便すること。
7. 市バス 66 系統は、貿易センタービル発の最終便は、しあわせの村や星和台南までとすること。
8. 65・66 系統は、ひよどり台南町を回る路線延長をすること。ひよどり台南町からの直通便を新設すること。昼間時間帯も増便すること。
9. 120 系統は通勤通学時間帯の増便をすること。朝の通勤通学時間帯だけでも、ひよどり台南町からの直行便を運行すること。
10. 市バス 64 系統は、松ヶ枝をまわるバスを増便すること。減便された便数を復活し、これ以上の減便はしないこと。
11. 民間に移譲されたバス路線の短絡・減便などは行わないようバス会社に申し入れるとともに、やむをえない場合、事前に関係する住民への説明を行うことや、住民からの増便要望なども実現するよう申し入れること。
12. 民間バスの停留所に屋根をつけるよう要望すること。ベンチも可能なところは、設置するよう要望すること。市の補助を充実させ推進すること。
13. 有馬温泉～三宮間のバス、鈴蘭台～神戸駅のバスの運行回数を増やすよう、バス会社に要望すること。

14. 谷上～しあわせの村のバス路線を土日だけでも、増便するよう阪急バスに求めること。
15. しあわせの村シャトルバスは、路線拡大や延長、増便すること。バス停表示をするなど利用者の利便性をよくすること。
16. 阪急バス 150・158 系統の増便、終バスの延長を阪急に要請すること。市バス乗り継ぎ割引の適用ができるよう働きかけること。
17. 筑紫が丘～鈴蘭台駅行きバスの新設を、阪急バスに要請すること。
18. 筑紫が丘～山の街バス減便分の復活を、阪急バスに要請すること。
19. みなと観光バス（桜森町～三宮）に、敬老バス・福祉バスを適用すること。出来るようバス会社に働きかけること。
20. 高齢化の進む花山・大池・唐櫃台・広陵・筑紫が丘・小倉台・惣山町・若葉台・甲栄台山の街・南五葉・北五葉・君影・星和台・ひよどり台地域で、病院やショッピングセンター、役所を巡回するコミュニティバスを運行できるよう、支援すること。
21. 高齢化の進む地域で、コミュニティバス実現のため地域が動き出した所に区役所の担当者が出向き、住民の要望をつかみアドバイスすること。
22. 神戸北町コープデイズ前の不法駐車を取り締まりを強化すること。
23. 神戸北町にできた万代などの店舗へ入り込む車の安全対策を講ずること。

市営住宅問題

24. ひよどり台市営住宅、山の街市営住宅の廃止は行わないこと。ひよどり台住宅のエレベーター設置についてはバリアフリーになるよう設置すること。再編計画については、入居者の声を丁寧に聞き取り決定すること。真摯な対応をすること。
25. 桜の宮市営住宅の建て替えについては、2期計画の途中経過も含め、高齢者や障がいのある方の引越し支援や、収納スペースを広くするなど、入居者本位の要望が反映できるような仕組みをつくること。

公共施設問題

26. 子どもたちの選択肢を無くす、県立甲北高校・神戸北高校の統廃合は止めるよう兵庫県や県教委に計画中止を求めること。

27. 桜の宮保育所は、移転しても公立のまま存続させること。
28. 新北文化センター建設に伴い新設される北図書館については、バリアフリーで、親子づれが気兼ねなく利用できる施設にすること。当初から蔵書数も増やすこと。また、併設される体育施設については、今以上の利用が可能な広さを確保すること。振動や防音が他の施設へ影響しないように万全な対策を行うこと。出来ない場合は、兵庫商業高校跡地など活用し、別途新設をすること。
29. 北文化センター・すずらんホール・北神文化センターなどの利用料金を安くすること。
30. しあわせの村の会議室などの料金を安くすること。駐車料金の高齢者割引をつくること。
31. しあわせの村及び森林植物園の駐車料金を全体として引き下げること。
32. 西鈴蘭台駅前の改修が必要な駅前駐輪場2階部分を早急に改修すること。
33. 今後計画される西鈴蘭台駅前整備については、近隣住民や商店の意向をしっかりとくみとること。またその際には、住民が利用しやすい低料金の集会室やホールの設置、広場東側に車いすが通れるスロープの設置なども検討すること。

地域医療問題

34. JCHO 神戸中央病院については、放射線治療や産科診療の再開、小児科の充実が求められている。市として支援をさらに充実させること。
35. 済生会病院と三田市民病院との統合について、神戸市として反対の声を上げること。
36. 済生会病院については、現在の地でこれまで通り、すべての診療科を兼ね備えた北神地域の中核病院としての役割を果たせるよう、さらに支援すること。

まちづくり・その他

37. ひよどり台センターの商業地域の活性化については、エポック会議などで地元の声を丁寧聞いて、住民の暮らしを守るために積極的な支援を行うこと。
38. 君影町はスーパーが撤退したままとなっている。住民の要求や実態を良くつかみ、店舗誘致のための支援をすること。当面生協などの移動販売車については地域住民の声を聞いて充実のために支援をすること。
39. 神鉄道場南口駅に銀行のATMの設置をするよう働きかけること。

40. 筑紫が丘公園に防火水槽を整備すること。
41. 花山地域、藤原台エコー・リラに交番を設置するよう関係機関に働きかけること。
42. 鈴蘭台幹線北区間の土地区画整理事業については、市民の財産にかかわる問題である。まちづくり協議会に参加する人だけでなく、その他の住民の意見を聞き、丁寧な説明と住民の理解と納得をえて進めること。また、幹線やまちづくりエリアにかかる住民だけでなく、広く近隣住民の意見も聞くこと。
43. 生野高原住宅に公共下水道を整備すること。また、住民合意が実現するよう尽力すること。
44. 北区の水田を守るため、あぜ道や用水路管理・草刈りなど、農家支援の人員配置をすること。
45. 農村地域で空き家が増えているが、空き家を田舎に住みたい人に貸したり購入できるよう、神戸市がさらに支援すること。
46. 住宅地に近接する市所有の空き地は、一部の除草ではなく全面除草すること。
47. 公園の除草回数を増やすこと。また、砂場の砂は適宜追加すること。ふん害防止のネットなど、対策を講じること。
48. 長田箕谷線の星和台から岩山東トンネル手前までの側溝・歩道・法面の整備を行うこと。
49. 山田町メガソーラー計画は、市長意見として「豊かな自然環境の喪失」「防災上の懸念」などが出されている。事業者に対し、近隣住民の声を十分に組み上げ、中止を含む計画の見直しを求めること。

須 磨 区

安全関連・道路問題について

1. 神戸～三木線について、道路拡張工事の早期完成へ向けて、地元住民や沿線の事業者などとの合意をはかりながら工事を促進すること。また、工事の進んでいない沿線や広畑橋以北の沿線について、通学児童や歩行者の安全をはかるため、ガードレールの設置や歩道の拡幅などを進めること。
2. 大手町バス停の西側すぐの交差点（勝福寺下）については、引き続き安全対策に万全を期すること。交通量が多く、子どもやお年寄りの横断を心配する声も多い。点滅信号などの設置も含め、周辺住民の意見も反映しながら安全策を講じること。
3. 西須磨郵便局南の中央幹線の横断歩道がドライバーから見にくく、横断歩道横で待つ歩行者が見にくくなっている。人身事故も起きており安全策を講じること。
4. 須磨多聞線（西須磨工区）については、計画を中止すること。現在行われている工事を中止すること。
5. 横尾2丁目、3丁目の外周道路について歩行者の安全を確保するための歩道整備について地域とともに検討すること。
6. 総合運動公園駅、妙法寺駅のホームに安全柵を設置すること。名谷駅のすべてのホームへ設置を促進すること。
7. 山陽電鉄須磨寺駅構内の踏切の安全対策を徹底、安全確認のためにも必要な人員を駅に配置するよう山陽電鉄へ働きかけること。
8. 山陽電鉄須磨寺駅東側の踏切について、車いすなどがスムーズに渡れるよう改善すること。
9. 山陽電鉄須磨駅のバリアフリー化を山陽電車に強く働きかけること。

バス路線について

10. 大手町の西行きバス停を設置し、利用者の利便を図ること。住民の意見を尊重し、バス停設置へ向けて協力すること。
11. 緑が丘を経由する路線バスについて、増便し、最終時刻を繰り下げること。
12. 125 系統について、早朝の時間帯を拡大し、通勤の利便を図ること。

13. 板宿の北部地域や坂道の多い地域やバス空白地域への利便性向上や高齢者対策として、小型バスやコミュニティバスなどの運行を住民とともに検討し、交通空白地を解消すること。
14. 79 系統の東白川台循環バスについて、朝や夕・夜の時間帯へも拡大すること。
15. 75 系統について
 - ① 須磨区役所前などを経由する便を 1 時間に 1 便の運行へ改善すること。神姫バスへも乗り継ぎ割引を拡大すること。
 - ② 平日の 18 時以降の夜間（22 時以降も含め）、土日の朝の時間帯に増便し、通勤の利便性を高めること。
16. 15 系統を増便すること。
17. 須磨海浜水族園止まりのバス路線を一ノ谷まで延伸すること。
18. 南須磨方面から板宿商店街方面へ直接行けるようバス路線を増便すること。
19. 名谷駅から神戸医療センター敷地内へバスの乗り入れができるよう改善を働きかけること。
20. 桜の杜にバス路線を設けること。
21. 84 系統の清水台を通過する便について、早朝、夜間の増便をすること。
22. 83 系統の増便と朝夕時間帯の運行時間を拡大すること。

地域振興・まちづくり関連について

23. 広く住民参加を保障しながら議論を積み上げ、須磨ニュータウン全体の将来構想やリニューアル計画について検討すること。
24. 名谷駅周辺だけでなく、駅から離れた地域についても公共施設・利便施設の配置誘致をおこない、住宅・団地のリノベーションを支援し人口誘導策を抜本的に講じること。
25. 北須磨支所の再整備にあたっては、役所機能を充実するとともに、子育て世帯や高齢者・障がい者など誰もが使いやすいよう一階部分の活用など、余裕があるアクセス導線や無料駐車場・駐輪場を確保すること。
26. 名谷南会館の管理運営については、市または未来都市機構が直接管理運営し、ニュータウン対策の一貫として責任を持つこと。
27. おちあいプラザ・名谷北センターの機能を維持・充実するとともに、ATM の設置を要望すること。

28. 桜の杜地域に、小児科など診療所や公共・利便施設を誘致整備すること。
29. 東白川台内に、商業店舗など利便施設を誘致整備すること。
30. 名谷こすもす幼稚園跡地については、近隣住民の意見を聞き、幼稚園の再配置も含め子育て世帯から高齢者まで利用できる施設を整備すること。住宅誘致はしないこと。
31. 須磨区北部・ニュータウン地域へ高齢者や障がい者施設を誘致すること。
32. 須磨海浜公園は市民のための公園である。再整備事業は直営に戻すこと。再整備をすすめている須磨海浜水族館も直営で運営するよう見直すこと。
33. 須磨浦公園の整備は Park-PFI 制度ではなく、住民や利用者の安全対策もふくめ意見集約から整備まで市が責任をもって直営でおこなうこと。一ノ谷プラザについては、土砂災害警戒区域内に設置されていることから、住民・利用者の意見を良く聞き、安全に避難できる避難所を兼ねた集会機能を近隣に維持すること。
34. 須磨区内に文化行事やコンサートなどが可能な、固定式座席のある音響設備の整ったホールを整備すること。
35. 須磨駅周辺に食料品が購入できるようスーパーの出店を働きかけること。
36. 須磨区における選挙公報の未配付は絶対繰り返してはならない、民主主義の根幹にかかわる問題であり、必要な人員を配置して、再発防止に努めること。
37. 鹿松周辺に投票所を設置すること。投票に行きやすいよう早急に不便を解消すること。

生活環境の改善について

38. 景観や居住環境、土地活用のあり方など住民の意見を尊重すること。
39. 中央幹線沿線の戸政町周辺において、大型車の通行や速度規制なども含め、騒音対策をとること。
40. 落合池周辺を市民の憩いの場として整備すること。駅側の部分についても可能な限り整備すること。開発当初から人の手の入っていない区域については、関係団体等とも連携しながら自然の植生を保護するよう取り組むこと。
41. 離宮公園、離宮道周辺について、黒姫松の並木を含め景観の保全につとめ、周辺地域における景観の保全などを最優先し、高層マンション等の建造物を規制すること。
42. 横尾2丁目北公園付近の道路へ街灯を設置すること。

- 43. 名谷駅前の無料駐輪場は、線路の南側に偏っている。名谷北エリアも早朝から利用できる無料駐輪場を増やすこと。妙法寺駅前にも無料駐輪所を増やすこと。
- 44. 須磨区役所で実施しているびん拠点回収モデル事業の回収拠点を、北部はじめ、住宅地の近くに増やすこと。

子育て・教育環境について

- 45. 須磨区において認可保育所を増やすこと。幼稚園や小中学校の統廃合はおこなわず、地域振興の中核としても維持発展させること。
- 46. だいち小学校の児童数増加への抜本的な対応策を検討すること。プレハブ校舎は解消すること。
- 47. 妙法寺小学校、横尾小学校の校区のあり方について、地元の意見を聞きながら検討すること。
- 48. 北須磨文化センターの図書室を維持し、書籍の充実をはかるよう求めること。
- 49. 名谷図書館の蔵書を計画的に増やすこと。妙法寺駅前にも返却コーナーをつくること。

災害・防災訓練

- 50. 土砂災害危険か所の多い須磨区において、日頃の防災意識を高めることを目的として、現在の土砂災害警戒区域の状況調査と診断、結果を住民に周知し、啓発につとめること。また避難や災害防止策など、地域の実情に応じた対応策を地元住民とともに検討し、取り組むこと。
- 51. 西須磨地域で避難所に指定されているのは「一ノ谷プラザ」と「西須磨小学校」しかなく、長期・多数の避難者の受け入れは困難である。西須磨警察署跡地に、老人施設や児童施設とともに避難所機能を備えた集会所などを設置すること。

垂 水 区

垂水区を安心・安全に暮らせる街にするために

子ども

1. 垂水区は待機児童が多い行政区です。公立も含む認可保育所を建て、希望するすべての子どもたちを入所させること。
2. 学童保育施設・児童館の施設を拡充すること。
3. 垂水区に特別支援学校を建設し、障害ある子が区内の学校に通えるようにすること。
4. 垂水小学校の改築については周辺住民の声を反映したものにする。また、当初あった給食室がなくなり、配膳室にするなど許されません。すべての小中学校で自校方式または親子方式を行うこと。

高齢者・福祉

5. 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を増設すること。
6. 一人暮らしの高齢者、障がい者の見守りや、親身な支援体制の充実を図ること。

交通・バス

7. 塩屋コミュニティーバスを利用した際、敬老パスが適用できるようにすること。
8. 垂水区内の移動は山陽バスと市バスが主流です。住民の声が反映した路線の拡充、本数の見直すこと。
9. 神陵台から垂水区の中心へ、乗りかえなしで行けるバス路線を新設すること。
10. 不採算であっても、住民からの強い要望がある路線は、増便を検討すること。

交通・JR

11. JR 垂水駅について
 - ① JR 垂水駅のホームは昼間には駅員不在となっている。駅員を常時配置して、高齢者や障害のある人でも安心して駅を利用できるように人員を配置すること。

② JR 垂水駅のホームは島状の上、カーブしているため見通しが悪く、特に視覚障がいをもつ人には危険である。ホームドアを設置し、常時駅員を配置するように JR 西日本に働きかけを行うこと。

③ 東口にエレベーターを設置してほしいという声が多い、設置を働きかけること。

12. JR 舞子駅とバス停との導線の円滑化対策

① バス乗り場の階段は、高齢者・障がい者の歩行に負担をかけない対策をたてること。

② 現在の JR 舞子駅の2階と1階をつなぐエレベーターは利用しにくいので、利用者の声を聞いて付け替えること。

13. 山陽電車

① 垂水区内の駅の多くが無人駅となっている。先日は無人の須磨寺駅で高齢者の人身事故があった。乗客が安全に安心して利用できるように駅員を配置すること。

災害

14. 垂水区海岸部・JR 沿線以南の津波・高波対策を具体化すること。

15. 旧垂水体育館は避難所に指定されていた。平磯に移転したため、今後の避難対策がどうなるのかを明らかにし、住民への説明を行うこと。

16. 2018 年の豪雨災害で山陽電車の沿線2か所でがけ崩れが起こり、電車が止まった。早急に対策を立てること。

17. 垂水区には福田川、山田川、塩屋谷川の3本の川があります。近年の大型化する台風、豪雨災害などの影響、垂水北部の開発で、水かさが増えがけ崩れが危ぶまれる。安全対策を強化すること。

まちづくり

18. 山陽西舞子駅に沿う路線沿いの安全対策について、関係機関に働きかけること。

① JR と山陽電鉄との間に安全柵のある平らな退避スペースを設置すること。

② 踏み切り遮断の後、退避場所の地面を平らにすること。

19. 舞子陵（舞子墓園）について、トイレの管理が行き届いておらず、汚いという声がある。清潔に保つこと。

20. コミュニティ活動の充実のため、高齢化がすすむ、神陵台、神和台、西舞子地域などに、誰もが自由に制限なしに利用できる、低料金の集会所を建設すること。

21. 空き家が増えている。ネズミやイタチの住処になり衛生上問題、植木が伸び放題で車を傷つけることもある。定期的な調査を行い、管理責任を明確にすること。
22. 高尾ガードの拡張工事を、周辺住民から、歩行者が安全に通ることができるようにしてほしいという強い要望がある。歩行者専用の通路を作ること。
23. 塩屋地域の幹線道路について道路計画が進められている。住民との話し合いに時間がかかることが予想される。しかし、通学路でもあり、子どもたちの歩行が安全にできるような臨時の対策を立てること。
24. 社谷は現在住宅建設のための工事が行われている。住宅ができた後、車の出入りに事故を心配する声もある。車が抜け道にしないような対策を採ること。

市営住宅

25. 旧市営住宅の活用について
 - ① 旧市営住宅（旭が丘住宅・市営北舞子住宅 10 号棟・泉が丘住宅など）解体後、安易に売却せず、市民が必要とする跡地利用を検討すること。
 - ② 市営住宅ベルデ名谷南の信号が短くて、高齢者が渡り切れない。調査して渡れるようにすること。

学園南地区(舞多間と東・西、小束台、小束山手)について

26. 舞多間交通渋滞対策の協議を中断させず、地域住民の代表も含めて継続して行うこと。
27. 舞多間小学校の過密化については、仮設校舎での対応ではなく、小学校の新設を検討すること。
28. 舞多間地区のこどもの数が急増し、本多間中学校の過密化が深刻になっている。小束台・小束山手地区に住む中学生は現在、多間東中学校に通っているが、通学に大きな負担がかかっている。中学校を新設すること。

垂水駅前再開発について

29. 廉場市場の跡地の撤去工事が行われています。営業を続けてる店もいくつか残されているが、撤去工事が強引に進められています。引き続き営業ができるように、工事者への働きかけを行うこと。
30. 工事は長期に及ぶため、周辺の商店が客の減少もあることが懸念される、補償をすること。

- 31. 垂水駅北側（JR 沿い）の歩道を整備し、歩行者の安全を確保すること。
- 32. 垂水図書館の移転後の空き室利用については、住民意見を聞いて活用すること。

文化・スポーツ

- 33. 平磯に体育館が新設・移転されたために、これまで体育室を利用していた利用者、特に高齢者が移転先まで行くことができない。レバンテ内で分室などをつくり、利用できるようにすること。
- 34. 垂水区内には会議や学集会など活用できる公共施設が足りない。新たに設置すること。

1. 神戸電鉄粟生線は、西区の沿線住民にとっては欠くことのできない公共交通機関であり、現在の支援では根本的解決には至らない。沿線住民にとって安全で便利で使いやすいものとなるよう公共交通基本計画でしっかり位置づけること。また、鈴蘭台から押部谷間のスピードアップ、運賃の引き下げ、車両の更新、木幡駅、栄駅、押部谷駅前の自家用車停車場所を一定数確保すること。パークアンドライド導入の駐車場整備を急ぐこと。
 - ① 神戸電鉄にも敬老パス・福祉パスを適用すること。
 - ② 粟生線利用の高齢者が便利のように団地を循環する福祉バスをつくることなど、駅に人を集める計画をつくって取り組むこと。
 - ③ 神姫ゾーンバス 10 系統・桜ヶ丘、秋葉台循環バスが試験運行中だが、4 便では不足。増便へ支援すること。
 - ④ 三木街道を走る神姫バスの停留所が、片方の車道をふさぎ、交通渋滞を生むような位置に設置されている。歩道を確保して、昇降時に危険の無いよう関係機関が協力して改善すること（栄駅前など）。
2. 神戸電鉄粟生線について、活性化協議会などへもっと住民参加を広げ、国と兵庫県、神戸市や三木市、小野市、学識経験者がそれぞれの責任を明確にして国へ強く要望をあげて取り組むこと。神戸市総合交通計画に基づいて神戸電鉄粟生線沿線の活性化を具体化すること。
3. 市営栄住宅の整備で利便性のある 1 号棟から 19 号棟の廃止はせず、エレベーター付きの中層住宅に建て替えること。20 号棟から 25 号棟の具体的説明を早急にすること。
4. ダイオキシンの問題が起きた神出町には産業廃棄物最終処分場が多い。これ以上増やさないこと。同時に、処分場周辺への不法投棄も多いため、ドローンも利用し巡回パトロールを強化すること。水質検査や立ち入り検査の回数を増やすこと。
5. 区役所移転に伴い、岩岡・神出地域から西神中央駅までのバスの便数を減らさず増やすこと。また西神中央からの終バスの時間を延長すること、特に秋田方面周りの路線は廃止しないように神姫バスに強く要請すること。
6. 西区には市民が気軽に利用できる公共の会場施設・場所が少ない。出張所ごとに既設の建築物の利用も含めて設置を検討すること。

7. 区内小学校の余裕教室を学童保育に開放すること。
8. 西神南地域は井吹台西町、北町など戸建ての住宅が増えている。生徒数も多く、小学校も3校に増えた。井吹台中学校の過密解消のため、開発計画通り井吹台地域に中学校を早急に新設すること。
9. 西神南ニュータウンのいぶきの丘小学校の通学路、北町一丁目に信号を設置すること。
10. 学園東町4丁目18西側付近の交差点の視界が悪い。カーブミラーを設置すること。また、県道65号線学園東町から流通科学大学と交差する三叉路は坂になっており危険。信号機を感知式でつけるよう関係機関に要請すること。
11. 西神南駅近くの三井住友銀行とみなと銀行の窓口を再開するよう働きかけること。また、神鉄緑が丘駅前の三井住友銀行のATMコーナーを再開するよう要請すること。
12. 区役所玉津庁舎の利用には市民の意見をよく反映させ、玉津庁舎に図書館の分館を北区同様作ることを検討すること。また市民の自主活動を支援できる大小の会議室を確保すること。
13. 月が丘は神戸市が開発した団地である。郵便局（ATM）とかかりつけ医となる開業医（内科医・歯科医など）を誘致すること。
14. 西神ニュータウンを東西で分離するのではなく住民の交流のため、乗り換えをしなくても相互に行けるよう路線、ダイヤの変更をするよう交通局に働きかけること。
15. 幹線道路・神戸三木線の西盛口交差点は拡幅など改良工事が進められている。地域の協力も得ながら早期に完成させること。
16. 岩岡出張所の施設利用者のためバリアフリー化が必要である。大沢にある災害復興公営住宅の入居者は障がい者も多く、車いす利用者も増えている。障がい者や高齢者のためにも、早急にエレベーターを設置すること。（外付けも検討を）
17. 西区内の各連絡所の集会施設が行政施設という名目で事実上、一般市民が利用できなくなっている。集会施設が少ない地域が圧倒的であり、特例で一般市民に開放すること。
18. 地域福祉センターを常時利用していないところもある。また、集会所利用への制約が多く利用しづらいとの声がある。定期的でない一般市民の自発的・自主的な利用がもっとできるよう改善するよう指導すること。

19. 県道平荘・大久保線の「ヒラキ」西側道路の整備が行われ、交通量が大幅に増えているため、渋滞があり福吉台から右折に時間がかかる。福吉台入り口に横断歩道、信号機を設置するよう、関係機関に働きかけること。
20. 国道 175 号線の田中団地北の信号と田中団地入り口を結ぶ、宮下全域を通過する道路が、周辺からの通り抜け道路として利用されており、特に宮下 3 丁目と 2 丁目境の交差点で近年事故が多発している。安全策を検討すること。
21. 明石川の堤防、遊歩道には雑木など繁茂しており増水時の障害物にもなりかねない。22 年度は左岸の浚渫や伐採は一定されたが、右岸がまだである。県と協調して適切に維持・管理すること。
22. 玉津町今津、西河原の雨水幹線建設は、住民の要望に応え、内水の排水ポンプ設置も雨水路建設と一体に行うところまで前進したことは、評価できる。今津エリアでの工事を進め、災害発生を未然に防ぐよう事業を進めること。ポンプ場予定地に事業の進捗状況が分かるよう案内を設置すること。
23. 神出町北交差点から稲美町へ通じる県道 65 号線は、制限時速が 50 キロであるにもかかわらず、大型車が制限以上の速度で通行するため、振動がひどく道路の傷みも早い。また、周辺住民の農地利用にも危険が伴うため制限速度を 40 キロ以下に下げよう関係機関に強く要望すること。
24. 175 号線の神出山田自転車道の終点辺り、市有地の雑木など繁茂している。フェンスも壊れかけている。整備すること。
25. JA 兵庫六甲玉津支所から南東に曲がるカーブは直角でかつ歩道が急傾斜しており危険。近くに金融機関もなく、ベビーカーを押していく若い女性もいる。道に面した事業所との境界線の確定も行い、歩道の幅を確保して安全対策を行うこと。
26. 地下鉄各駅にバリアフリーの降車場があるが、屋根が降車部分のみで、結局濡れてしまう。車イスで濡れずに改札まで行けるようわずか数メートルの距離だが、屋根をつけるよう交通局と建設局で協議すること。

発行 日本共産党神戸市会議員団

〒650-0001 神戸市中央区加納町 6-5-1
神戸市会内
電話 078-322-5847 FAX 078-322-6165
ホームページ <http://www.jcp-kobe.com>